

令和3年10月

城南衛生管理組合議会定例会

会 議 録

第 1 号

(10月11日)

令和3年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和3年10月11日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
中村正臣	議員
山口克浩	議員
横須賀生也	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
丸山久志	議員
大西吉文	議員
奥村文浩	議員
小松原一哉	議員
増田貴	議員
篠田久和	議員
樋口房次	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
大河直幸	議員
岡本里美	議員
坂本優子	議員
鈴木崇義	議員
関谷智子	議員
松峯茂	議員

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長
池田道治	安全推進室長
杉崎雅俊	事業部理事

川 島 修 啓	施設部理事
福 西 博	会計管理者
橋 本 哲 也	総務課長
池 本 篤 史	施設課長
小 川 均	代表監査委員

3 職務のため議場に出席した職員

親 見 善 人 議会事務局長

4 議事日程

日程第 1	諸報告について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	会期の決定について
日程第 4 議案第 7 号	令和 2 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定 について
日程第 5	休会について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 5

午前 10 時 00 分 開会

○関谷智子議長 おはようございます。それでは、始めさせていただきたいと思います。
ただ今の出席議員数は、22人全員でございます。既に定足数に達しておりますので、
10月定例会は成立いたしました。これより、令和3年10月城南衛生管理組合議会定
例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 諸報告について

○関谷智子議長 日程第 1、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果 5 件につきまし
ては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○関谷智子議長 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定により議長において、小松原一哉議員、
岡本里美議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定について

○**関谷智子議長** 次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から11月29日までの50日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は50日間と決定いたしました。

日程第4 議案第7号 令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出
決算認定について

○**関谷智子議長** 次に、日程第4、議案第7号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者** (登壇) おはようございます。

本日ここに、令和3年10月城南衛生管理組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、お忙しい中ご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言は解除され、また、新規陽性者も激減しているところでございます。あわせて、ワクチン接種も進んできてはおりますが、第6波も想定されるなど、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような状況におきましても、当組合といたしましては、エッセンシャルワーカーとして一日も欠かすことのできない廃棄物処理事業を日々遂行し、管内住民の生活環境の保全と向上という使命を確実に果たす責務がございます。このため、職員一人一人の感染防止の意識をさらに高めますとともに、当組合として感染拡大防止の対策を徹底するなど、新型コロナウイルス感染症に対して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、ただ今議題となりました議案第7号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてのご提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

また、地方自治法第233条第5項の規定に基づきます令和2年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書並びに歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書のほかに、歳入歳出決算事項別明細説明書を関係附属書類と

して提出いたすものでございます。

なお、参考資料といたしまして、令和2年度の決算額を基礎といたしました統一的な基準による財務書類を作成いたしておりますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

決算に係ります詳細につきましては、会計管理者よりご説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** 次に、決算について説明を求めます。

福西会計管理者。

○**福西 博会計管理者**（登壇） おはようございます。

それでは、私から、議案第7号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

最初に、令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算書の概要を説明させていただきます、次に、その詳細を記載しております附属書類の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、順に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、歳入決算でございますが、決算書の1ページ、2ページをご覧ください。

歳入総額につきましては、2ページの表、下段に記載しております収入済額の合計は42億1,153万3,439円、不納欠損額の合計14万2,857円、収入未済額の合計56万720円で、1ページの表、下段、予算現額の合計41億9,983万8,000円に対し、2ページ下段右側に記載しております予算現額と収入済額との比較で1,169万5,439円の増額となっております。

次に、歳出決算でございますが、決算書の3ページ、4ページをご覧ください。

歳出の総額につきましては、4ページの表、下段左側に記載しております支出済額の合計41億4,928万646円、不用額の合計5,055万7,354円となり、3ページの表、下段、予算現額の合計41億9,983万8,000円に対し、4ページの表、下段右側に記載しております予算現額と支出済額との比較で5,055万7,354円の差引残額となっております。

なお、収入済額から支出済額を差し引きました歳入歳出差引残額は、3ページの欄外下段に記載しております6,225万2,793円となっております。

以上が令和2年度の決算書の概要でございます。

続きまして、決算書の詳細につきましては、次の5ページからの事項別明細書に沿い、ご説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、歳入は5ページから10ページに記載しております。

5ページ、6ページをご覧ください。

表の上段に記載しております款1、分担金及び負担金でございます。分担金は、構成市町から頂いているものであり、歳入決算の多くを占めております。予算現額31億9,603万6,000円、調定額31億9,603万6,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、同じページの表、中段に記載しております款2、使用料及び手数料でございま

す。使用料及び手数料につきましては、予算現額4億4,039万8,000円、調定額4億4,651万9,533円に対し、収入済額は4億4,581万5,956円となっております。

なお、主な収入につきましては、同じページの表、下段に記載しております衛生手数料の収入済額4億4,466万3,826円でございます。また、この中には、6ページの備考欄に記載しております、し尿処理手数料の還付未済額1万3,330円が含まれております。

次に、同じページの表、下段に記載しております款3、国庫支出金でございます。国庫支出金につきましては、クリーン21長谷山長寿命化等検討業務に係る財源としまして、予算現額327万8,000円、調定額327万8,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、同じページの表、下段及び7、8ページ上段に記載しております款4、府支出金でございます。府支出金につきましては、総務課のレジ袋削減推進事業、エコバッグ等の作成に係る財源及びクリーン21長谷山の計量システム共同更新事業の財源としまして、予算現額0円、調定額173万6,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

続きまして、7ページ、8ページをご覧ください。

表の上段に記載しております款5、財産収入でございます。財産収入につきましては、予算現額7,788万3,000円、調定額8,557万8,071円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

なお、主な収入につきましては、物品売払収入の収入済額8,538万3,123円でございます。物品売払収入は、缶及びペットボトルなどのリサイクル資源化物や破碎選別有価物の売払収入でございます。

次に、同じページの表、中段に記載しております款6、繰入金でございます。繰入金につきましては、予算現額1億1,349万6,000円、調定額1億1,349万6,000円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、同じページの表、下段に記載しております款7、繰越金でございます。繰越金につきましては、予算現額7,985万4,000円、調定額7,985万4,454円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

次に、同じページの表、下段に記載しております款8、諸収入でございます。諸収入につきましては、予算現額2億8,589万3,000円、調定額2億8,273万8,958円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

なお、主な収入につきましては、9ページ、10ページをご覧ください。表の中段に記載しています発電収入の収入済額2億7,662万5,875円、雑入の収入済額604万5,365円でございます。発電収入は、10ページの備考欄中段に記載しておりますクリーン21長谷山及びクリーンパーク折居の余剰電力売却収入であり、また、雑入の明細につきましては、10ページの備考欄中段に記載しておりますので、ご覧をお願いします。

次に、同じページの表、中段に記載しております歳入の最後でございますが、款9、組合債でございます。組合債は、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業債であり、予算

現額300万円、調定額300万円に対し、収入済額は調定額どおり同額となっております。

以上が歳入決算の詳細についての説明でございます。

続きまして、歳出でございますが、11ページから26ページに記載しております。

11ページ、12ページをご覧ください。

表の上段に記載しております款1、議会費でございます。議会費につきましては、予算現額303万9,000円に対し、支出済額は278万559円であり、不用額は25万8,441円となっております。

次に、同じページの表、中段に記載しております款2、総務費でございます。総務費につきましては、予算現額4億4,194万4,000円に対し、支出済額は4億3,368万9,546円であり、不用額は825万4,454円となっております。

なお、主な不用額としましては、一般管理費の不用額791万5,499円でございます。

次に、ページが飛びまして、15ページ、16ページをご覧ください。

表の下段に記載しております款3、衛生費でございます。衛生費は、工場各施設の経費が中心となっており、予算現額30億1,432万5,000円に対し、支出済額は29億7,732万4,226円であり、不用額は3,700万774円となっております。

なお、主な不用額としましては、同じページの表、下段に記載しております清掃総務費の不用額363万288円、次に、ページが飛びまして、19ページ、20ページの表、中段に記載しておりますごみ焼却費の不用額2,181万7,480円、次の21ページ、22ページの表、上段に記載しておりますリサイクル費の不用額359万4,614円、同じページの表、下段に記載しておりますごみ破碎費の不用額277万1,394円、次の23ページ、24ページの表、中段に記載しておりますごみ埋立費の不用額325万7,709円の以上でございます。

次に、同じページの表、下段に記載しております款4、公債費でございます。公債費は、いわゆる借金の返済でございますが、予算現額7億3,563万5,000円に対し、支出済額は7億3,548万6,315円であり、不用額は14万8,685円となっております。

次に、25ページ、26ページをご覧ください。

表の中段に記載しております款5、予備費でございます。予備費につきましては、当初予算額500万円に対しまして、予算の執行過程において、その一部を充用し、支出しております。その支出額の合計は、25ページの表、中段に記載しております予備費支出及び流用増減の欄の10万5,000円であり、それを充用いたしました。明細につきましては、26ページの備考欄に記載しておりますので、ご覧おき願います。

以上が歳出決算の詳細についての説明でございます。

続きまして、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。次の27ページをご覧ください。

歳入総額42億1,153万3,439円に対して、歳出総額は41億4,928万646円となっており、歳入歳出差引額は6,225万2,793円でございます。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は6,225万2,

793円となっております。

以上が実質収支に関する調書のご説明でございます。

続きまして、財産に関する調書についてご説明申し上げます。次の28ページをご覧ください。

公有財産のうち、土地につきましては、表の左側上段に記載しております本庁舎、クリーンピア沢、ごみ中継場がある本庁敷地内で決算年度中に本庁敷地内にある旧水路（里道）等の一部国有地について国から譲与を受けましたので、土地977.47㎡が増加しましたことから、表の左側下段に記載しております土地の決算年度末現在高の合計は18万4,177.33㎡となっております。また、建物につきましては、同じ表の右側下段に記載しております建物の決算年度末現在高の合計は4万1,859.39㎡であり、決算年度中の増減はございません。

次に、物品につきましてはご説明申し上げます。次の29ページ、30ページをご覧ください。

令和2年度より主要物品の取得価格を20万円以上から50万円以上に変更していることから、30ページの表、下段の合計欄に記載しております決算年度中に49物品が減少しました。その内訳として、表の減の括弧につきましては、一般物品へ移管しております。これにより、決算年度末現在高の合計は70物品となっております。

最後に、基金につきましてはご説明申し上げます。最終ページの31ページをご覧ください。

最初に、上段の表、財政調整基金では、一般会計からの積立金並びに運用益で4,002万480円増加し、決算年度末現在高は3億4,823万2,668円となっております。

次に、下段の表、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金では、市町分担金からの積立金並びに運用益で3,010万2,468円増加し、一方で、城南環境事業協同組合へのし尿収集運搬等業務委託開始に伴い、し尿収集運搬車両3台分を減車補償として清算することとしましたので、1億1,349万6,000円を取り崩したことから、決算年度末現在高は2億4,343万2,674円となっております。

以上で、令和2年度決算書等について説明させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** この際、本決算に対する監査委員の報告を求めます。

小川代表監査委員。

○**小川 均代表監査委員（登壇）** 皆さん、改めましておはようございます。監査委員の小川でございます。よろしくお願いいたします。

本年もコロナ禍の中での決算審査でございました。非常にスムーズにいったわけでございます。これも当然ながら、ここに出席していただいております職員が非常に協力的な形でやっていただきました。全体的に申しますと、事務的な形におきましては適正に処理をされていたということに関しまして、私も監査委員、確認したところでございます。そして、詳細につきましては文書で説明をさせていただきたいというように思

っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、管理者から審査に付されました令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査をいたしましたので、その結果を報告させていただきます。

決算審査は、去る9月9日に、ここにご出席していただいております亀田監査委員さんと一緒に本組合において実施をさせていただきました。

審査の対象は令和2年度一般会計歳入歳出決算についてでございます。

審査の方法としましては、管理者から送付されました決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が、法令の規定に準拠して作成されていることを確認させていただきました。決算計数については、歳入簿、歳出簿及び証拠書類、その他関係諸帳簿並びに財産台帳と照合し、予算の執行内容についても、決算との比較分析等によって検討を加えながら、関係職員からの説明聴取や質問を行う中で審査を行いました。

審査の結果でございますが、審査に付されました決算及び附属書類は法令の規定に準拠して作成されており、その計数につきましてはいずれも関係諸帳簿と符合しており、正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要でございますが、予算現額41億9,983万8,000円に対する決算額は、歳入が42億1,153万3,439円、歳出が41億4,928万646円であります。歳入歳出差引残額は、先ほども説明のございました6,225万2,793円となっております。

決算を前年度と比較いたしますと、歳入はマイナス3億8,340万3,934円、歳出についてもマイナス3億6,580万2,273円、ともに減額となっております。細目の数値、比率等については、お手元に配付されております審査意見書をご清覧いただきたいと存じます。

また、令和2年度決算の参考資料として、今年度も財務書類が作成されており、行政サービスに要した費用やそれに賄われた財源など、コスト分析が行われておりました。

以上、令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

○関谷智子議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中も継続して審査をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により議長において、中村正臣議員、横須賀生也議員、宇佐美まり議員、丸山久志議員、奥村文浩議員、増田貴議員、篠田久和議員、池田輝彦議員、大河直幸議員、岡本里美議員、鈴木崇義議員、以上の11人を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました11人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました決算特別委員会委員の皆さんは、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時41分 再開

○**関谷智子議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました決算特別委員会において、正副委員長を互選の結果、委員長には城陽市選出委員、増田貴議員が、副委員長には久御山町選出委員、篠田久和議員がそれぞれ選出されましたので、ご報告申し上げます。

日程第5 休会について

○**関谷智子議長** 次に、日程第5、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、10月12日から11月28日までの48日間を休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。よって、10月12日から11月28日までの48日間を休会することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問の通告締切りは11月8日午後5時までとなっておりますので、ご承知おき願います。

今回は、11月29日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議 長 関谷 智子

副議長 大西 吉文

議 員 小松原一哉

議 員 岡本 里美

第2号

(11月29日)

令和3年10月城南衛生管理組合議会定例会会議録

令和3年11月29日

午前10時 開議

1 出席議員

亀田優子	議員
中村正臣	議員
山口克浩	議員
横須賀生也	議員
宇佐美まり	議員
原田周一	議員
岡田久雄	議員
丸山久志	議員
大西吉文	議員
小松原一哉	議員
増田貴	議員
篠田久和	議員
樋口房次	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
大河直幸	議員
岡本里美	議員
鈴木崇義	議員
関谷智子	議員
松峯茂	議員

(欠席議員) 奥村文浩 議員
坂本優子 議員

2 説明のため出席した者

松村淳子	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
野村賢治	専任副管理者
西岡正喜	事業部長
栗山淳彦	施設部長

池田道治	安全推進室長
杉崎雅俊	事業部理事
川島修啓	施設部理事
福西博	会計管理者
橋本哲也	総務課長
池本篤史	施設課長

3 職務のため議場に参加した職員

親見善人 議会事務局長

4 議事日程

- 日程第 1 議案第 7 号 令和 2 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 2 議案第 8 号 令和 3 年度城南衛生管理組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 諸報告について
- 日程第 4 閉会中継続調査の申し出について

5 会議に付議した事件

日程第 1～日程第 4

午前 10 時 00 分開議

○関谷智子議長 おはようございます。

おそろいでございますので、進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議前の連絡事項についてご報告を申し上げます。坂本優子議員及び奥村文浩議員より欠席の届出が出ておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席議員数は、20 人でございます。既に定足数に達しておりますので、これより令和 3 年 10 月城南衛生管理組合議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 7 号 令和 2 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出
決算認定について

○関谷智子議長 日程第 1、議案第 7 号、令和 2 年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出
決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、増田貴議員。

○増田 貴議員（登壇） おはようございます。ただ今議題となっております、議案第 7

号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査についての、決算特別委員会における審査経過、並びに結果についてのご報告を申し上げます。

決算特別委員会は、去る10月11日の本会議において設置をされ、議案第7号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算の審査を付託されました。

同日に開催されました第1回目の委員会で正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、増田が、副委員長には篠田委員が選出された次第でございます。

第2回目の委員会は、10月19日に招集し、説明には正・副管理者をはじめ専任副管理者、並びに関係部課長などの出席を求めて、1日間ではありましたが慎重かつ熱心な審査が行われました。

委員会では、議事に先立って、審査の方法について協議を行いました。

その結果、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費及び予備費については一括して行い、次に、衛生費について、次に、歳入については全款を一括して、次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書についても一括して審査をし、最後に総括質問を行うことに決定をいたしました。

審査の中で出されました質疑、答弁、要望等については、各議員のお手元に資料を配付しておりますのでご覧おき願いたいと思います。

次に、審査の結果であります。議案第7号については討論はなく、採決の結果、本委員会は全員一致をもちまして議案第7号を、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたしますが、委員会で出されました意見、要望等については、今後の行政運営に適切に反映し、管内住民の期待と要望に応じていかれるよう、切に希望するものでございます。

当日は、委員各位におかれましては、終始、熱心なご審査をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

また、理事者各位におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

あわせて、篠田副委員長のご協力によりまして、委員会が滞りなく運営できましたことをここに改めて御礼を申し上げます。

以上、決算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○関谷智子議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関谷智子議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。議案第7号は、委員長の報告のとおり、原案のとおり認定すべきものであります。委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第8号 令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算
(第2号)

○**関谷智子議長** 次に、日程第2、議案第8号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者(登壇)** ただ今議題となりました、議案第8号、令和3年度城南衛生管理組合一般会計補正予算(第2号)の提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ261万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億3,095万1,000円と致すものでございます。

補正予算の概要につきましては、議案第8号参考資料をご覧ください。

まず、表面、中段の表、歳出の補正内容でございますが、衛生費で新庁舎建設事業に係ります地歴調査業務委託を追加いたすものでございます。これは、新庁舎建設事業におきまして、土壤汚染対策法に基づきます必要な調査を実施するものでございます。予算につきましては、事業費409万8,000円に対しまして、今年度実施しております新庁舎建設基本・実施設計業務委託の契約減に伴う残額148万8,000円を差し引きました261万円を補正予算額として計上いたしております。

次に、裏面をご覧ください。

先日の両常任委員会でご説明させていただきましたが、1、土壤調査の必要性でございますが、新庁舎建設の基本設計を進める中で、来庁される住民の方々の利便性に配慮し、通行路や来庁者用駐車場を整備することにより、土地の形質変更の面積が3,000㎡以上となったことから、土壤汚染対策法の規定に基づく調査が必要となったものでございます。

2、土壤汚染対策法に基づく調査の概要でございますが、対象となる土地の土壤、土壤ガス、地下水を採取・分析して、その土地に土壤汚染物質がないか、基準値を超えていないかを調べる調査でございます。

3、新庁舎建設事業に係る土壤調査の実施内容でございますが、令和3年度の事業範囲は、既存資料による汚染の有無の可能性を調査する地歴調査と試料採取等を行う区画の選定等調査計画の作成を行うものでございます。

戻りまして表面をご覧ください。

一方、上段の表、歳入の補正内容でございますが、歳出でご説明いたしました所要の財源を賄いますため、令和2年度の決算剰余金の一部261万円を繰越金として編入するものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○**関谷智子議長** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。議案第8号を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**関谷智子議長** 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第3 諸報告について

○**関谷智子議長** 次に、日程第3、諸報告を行います。城南衛生管理組合監査委員から報告のありました例月出納検査結果1件につきましては、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、自動車事故に係る損害賠償額の決定につきましての専決処分の報告については、あらかじめ配付をいたしております。

本件の専決処分の報告につきましては、お手元に配付いたしております資料、城南衛生管理組合議会申し合わせ事項等慣例集8ページに記載されておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会が指定した専決事項の報告であり、専決処分書の議会報告とともに、議会において補足説明を行うことになっておりますことから、補足説明を求めることにいたします。

西岡事業部長。

○**西岡正喜事業部長**(登壇) それでは、報告第1号、専決処分の報告についてのご説明

をさせていただきます。まずは、2枚目の事故概要報告をご覧ください。

本件の事故概要ですが、令和3年7月26日月曜日、午後4時頃、職員が公用車で各施設巡回後、本庁への帰路において、淀方面に進行中、一瞬眠気に襲われたため、運転操作を誤って対向車線を横断し、縁石に乗り上げ歩道を進行後、無人の被害者事務所に衝突し、玄関、周辺壁及び看板を損壊させたものでございます。

損害賠償の額は、当該事務所の修繕に要した費用として、278万円でございます。

この自動車事故につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任を受けております金額500万円以内の自動車事故による損害賠償でありましたことから、専決処分書のとおり、損害賠償額の決定につきまして、同年10月26日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。

なお、損害賠償金につきましては、その全額が保険金で補填されております。

事故後の対応としましては、総括安全衛生管理者名にて、全職員に対し、事故内容の周知及び注意喚起文書の発出をするとともに、当該職員に対しては、生活習慣の改善指導や安全運転指導の徹底を図ったところです。

また、安全衛生委員会や安全対策会議において、原因究明と、その対策について協議するとともに、全職員に対して、改めて安全運転について指導と教育の徹底を図ったところです。

職員の自動車等の運転につきましては、日頃から、公私を問わず、安全運転、法令遵守の注意喚起を行っているところでございますが、このような事故により住民の方の財産を損壊させましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

また、事故の際のタイミングが悪ければ、大事故になっていたおそれもありましたことから、今後は絶えず緊張感と安全意識を持って職務に従事し、特に車両運転中は運転操作に専念することが大切であることを再認識するとともに、職員の安全に対する意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**関谷智子議長** 質疑につきましては、休憩を宣言し休憩中に質疑を行う機会を設けることにいたします。

また、質疑は自席において着席にてお願いをいたします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

日程第4 閉会中継続調査の申し出について

○**関谷智子議長** 次に、日程第4、閉会中継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**関谷智子議長** ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会いたします。

なお、閉会に当たりまして、管理者から発言の申し出がありますので、お受けいたします。

松村管理者。

○**松村淳子管理者**(登壇) 令和3年10月城南衛生管理組合議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会におきまして、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定及び本日追加提出いたしました、補正予算(第2号)の2議案につきまして、ご認定、ご可決を賜りまして誠にありがとうございました。

本定例議会を通じまして、議員各位から頂戴いたしました貴重なご意見、ご指導を念頭に置きまして、3市3町から託されました本組合の基本使命であります適正な廃棄物処理事業を実施いたしますとともに、管内住民の生活環境のさらなる向上を目指し、引き続き組織一体となって取り組んでまいり所存でございます。

本定例議会は本日で閉会の運びとなりますが、議員各位におかれましては、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々のご活躍を祈念申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○**関谷智子議長** ありがとうございました。

以上でございます。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

午前10時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 関谷 智子

副議長 大西 吉文

議員 小松原一哉

議員 岡本 里美

参 考 資 料

決算特別委員会審査記録

令和3年

城南衛生管理組合議会

決算特別委員会

審 査 記 録

決算特別委員会審査記録

日 時 令和3年10月19日(火) 午前10時58分～午後2時28分

場 所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員 増田 貴 委員長
篠田 久和 副委員長
中村 正臣 委員
横須賀 生也 委員
宇佐美 まり 委員
丸山 久志 委員
奥村 文浩 委員
池田 輝彦 委員
大河 直幸 委員
岡本 里美 委員
鈴木 崇義 委員
関谷 智子 議長 (オブザーバー)
大西 吉文 副議長 (オブザーバー)

説明者 松村 淳子 管理者
奥田 敏晴 副管理者
堀口 文昭 副管理者
信貴 康孝 副管理者
西谷 信夫 副管理者
汐見 明男 副管理者
野村 賢治 専任副管理者
その他幹部職員

付託案件 議案第7号 令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定
について

審査方法 付託案件については歳出から審査を行い、その方法及び順序は、次のとおり。

- ①議会費、総務費、公債費及び予備費を一括して審査
- ②衛生費を審査
- ③歳入、全款を一括して審査
- ④実質収支に関する調書及び財産に関する調書を一括して審査
- ⑤総括質問
- ⑥討論
- ⑦採決

午前10時58分開議

○増田 貴委員長 会議前の連絡等についてご報告申し上げます。

ただ今の出席委員数は11名全員でございます。既に定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただ今から決算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに決算特別委員会を招集いたしましたところ、関谷議長、大西副議長をはじめ委員各位並びに理事者各位におかれましては、何かとご多忙の折にも関わりませぬご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本委員会は、去る10月11日の本会議において設置をされ、同日に開会されました第1回目の委員会で、正副委員長互選の結果、凶らずも、私、増田が委員長の大役を仰せつかりました。誠に不慣れで、委員の皆様方には何かとご迷惑をおかけすることがございますが、篠田副委員長の力をお借りしながら、一致協力して、委員会の運営に当たってまいりたいと存じます。ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

それでは、ここで、あらかじめ管理者から発言を求められていますので、これを許可いたします。

松村管理者。

○松村淳子管理者 おはようございます。

本日ここに、令和3年城南衛生管理組合決算特別委員会が開催されましたところ、増田委員長、篠田副委員長をはじめ、委員の皆様方には何かとお忙しい折にもかかわりませぬ、ご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、関谷議長、大西副議長におかれましては、公務ご多忙の中、ご臨席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、令和2年度歳入歳出決算の総括につきまして、ご説明を申し上げます。

令和2年度につきましては、安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、循環型社会の構築に向けた事業の推進の3つの基本方針の下、将来の安定した廃棄物処理体制の構築に向け、ごみ中継施設更新事業を推進するなど、組合各施設の計画的整備と適正な維持管理に努めたところでございます。

令和2年度の歳入歳出決算額の概要でございますが、歳出決算額は4億4,928万1,000円で、令和元年度までの旧折居清掃工場の解体撤去及び跡地整備工事の完了などによりまして、対前年度比8.1%、3億6,580万2,000円の減少となっております。一方、歳入決算額につきましては4億2,153万3,000円で、対前年度比8.3%、3億8,340万4,000円の減少となり、このうち、組合の運営経費を賄います構成市町分担金の決算額は3億9,603万6,000円で、対前年度比4.2%、1億2,867万3,000円の増加となっております。

今後につきましても、引き続き安心安全な工場運営を行い、適正な廃棄物処理事業の遂行に努めまして、組合の使命であります管内住民の生活環境の維持向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上が令和2年度決算の概要でございます。私どもこれまで予算の適正な執行に常々留意してまいりましたが、委員各位の幅広い視点からのご指導を賜りたく存じます。

歳入歳出の決算額の詳細につきましては、後ほど担当からご説明を申し上げますので、ご精査、ご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○増田 貴委員長 ありがとうございます。

続きまして、審査に入ります前に、本委員会に付託されました議案第7号の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法につきましては、歳出から審査を行うこととし、議会費、総務費、公債費及び予備費について一括して審査をしたいと思います。次に、衛生費について審査をしたいと思います。次に、歳入については全款を一括して審査をしたいと思います。次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を一括して審査をし、最後に総括質疑を行うこととしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○増田 貴委員長 ご異議がないようですので、ただ今申し上げました方法で審査を行うことといたします。

決算特別委員会の質疑、答弁、要望等

[議会費・総務費・公債費・予備費]

○増田 貴委員長 これより審査に入ります。本委員会に付託されました議案第7号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより当局の説明を求めます。なお、飛沫対策として、当局の説明、質疑応答については、着席にてお願いいたします。

説明については、審査の順序に従いまして、各項目ごとに受けることといたします。

まず、議会費、総務費、公債費及び予備費について、当局より一括して説明を求めます。

西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 説明前に一言おわびを申し上げます。

既に、皆様方にご連絡をさせていただきましたとおり、決算に関する参考資料中に誤りがありましたため、先日、正誤表及び該当ページを送付させていただきました。差し替え等お手数をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。切

におわびを申し上げますとともに、今後こうした誤りがないよう一層の点検確認に努めさせていただきます。

失礼いたしまして、着席して説明させていただきます。

それでは、議題となりました議案第7号、令和2年度城南衛生管理組合一般会計歳入歳出決算認定について、この一般会計歳入歳出決算書、以下、決算書と呼ばせていただきます。及び決算書附属書類として提出いたしております歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書、歳入歳出決算事項別明細説明書、こちらにつきましては、以下、説明書と呼ばせていただきます。これら2冊を中心にご説明を申し上げます。

まず、説明書の56ページ、議会費でございますが、決算額は278万559円でございます。主な経費といたしましては、組合議会議員22人の報酬、費用弁償及び会議録反訳調製費などがございます。

次に、57ページ、総務費についてご説明申し上げます。

総務費は、組合の事務部門の管理運営に要する人件費及び物件費等が主なものでございますが、目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に、一般管理費でございます。決算額は3億3,518万6,501円で、前年度比較250万3,743円の増額となっております。主な経費といたしましては、特別職7人、一般職34人の給与及び退職手当並びに会計年度任用職員5人の報酬などのほか、職員研修、人材育成等に要した経費、組合本庁の光熱水費や通信運搬費などがございます。また、職員の健康診断や安全衛生巡視の実施等、安全衛生管理に要した経費を支出いたしております。

なお、人件費の決算額につきましては、戻りまして、4ページをご覧ください。

人件費の明細でございますが、上段の表の下から5行目の人件費合計の決算額は7億5,486万円で、前年度比較で1,038万8,000円、1.4%の減少となっております。これは、新折居清掃工場建設事業が完了したことなどに伴う人員体制の見直しにより、再任用短時間勤務職員数が減少したことが主な要因でございます。

次に、再度、57ページをご覧ください。

中段の文書広報費でございます。決算額は710万2,576円でございます。主な経費といたしましては、広報紙、エコネット城南の発行に要した経費や組合ホームページの発信、運営、FM宇治のラジオ番組、声のエコネット城南の制作に要した経費などがございます。

なお、広報情報事務の概要は、16から18ページに掲載いたしておりますので、ご覧おき願います。

次に、58ページ上段の財政管理費でございますが、決算額は8,517万5,944円で、前年度比較では208万812円の減額となっております。主な経費といたしましては、財務会計システムをはじめ、本庁と各事業所間の通信など、庁内情報共有システムの運営に要した経費及び基金への積立金などがございます。

なお、積立金の内訳は、財政調整基金への積立金として、前年度決算剰余金からの積立金と基金運用収入の合計額が4,002万480円、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金への積立金として、分担金による積立金と基金運用収入の合計額が3,010万2,468円でございます。

次に、同じく58ページ、会計管理費でございますが、決算額は552万4,866円で、主な経費といたしまして、事務用品の一括購入費及び組合建物の災害保険料などがございます。

次に、企画費でございますが、これは環境マネジメントシステムの維持確立や地球温暖化対策等に要した経費で、決算額は34万3,839円でございます。

なお、地球環境保全の取組につきましては、戻りまして、42から44ページに、活動内容とその実績を記載いたしております。

42ページをご覧ください。

ISO14001につきましては、平成13年7月に認証取得をし、その後、平成22年度以降は、外部認証機関による更新審査を受審せず、これまでの経験と知識を積み上げながら、自らの力でISO活動を維持発展させようと、平成22年7月に適合自主宣言へのステップアップを図り、さらに平成30年度からは、これまでの実績を踏まえた組合独自の環境マネジメントシステムへ移行し、その運用を開始しました。令和2年度に実施しました専門家による外部評価におきましては、当該システムは適切であり、その運用等についても妥当であるとの高い評価を受けたところでございます。

43ページでは、地球温暖化対策実行計画の推進状況を記載いたしております。令和2年度は、地球元気プランⅣの2年目であり、その温室効果ガス排出量につきましては、44ページの表46の一番下の行、総計でお示しいたしておりますが、基準年度である平成25年度との増減比較では27.7%の減、令和元年度との比較では1.2%の減となっております。この主な要因としましては、令和元年度実績と比べまして、焼却工場において廃プラスチック焼却量が減少したことなどによるものです。

次に、再度、58ページをご覧ください。

一番下の公平委員会費でございますが、委員報酬など2万8,300円を支出いたしております。

次に、59ページ、監査委員費でございます。

委員報酬など32万7,520円を支出いたしております。

次に、ページがとびまして、69ページをご覧ください。

公債費でございますが、決算額は、元金償還に要した経費として7億1,382万2,375円、利子償還に要した経費として2,166万3,940円、元利償還額合計は、紙面の左上欄外に記載しておりますとおり7億3,548万6,315円でございます。

続きまして、71ページをご覧ください。

Ⅳ、地方債現在高の状況の上の表中、真ん中より少し右の差引現在高(D)の合計欄に記載のとおり、地方債の令和2年度末現在高は64億5,350万8,000円でございます。令和2年度におきましては、70ページの表、下から2段目の中ほどにありますとおり、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業に300万円の組合債発行を行っておりますが、これまでの建設事業に要した起債の償還が進みましてことにより、71ページの上の表のとおり、令和2年度末の差引現在高(D)については、令和元年度末の差引現在高(A)71億6,433万円と比較して7億1,082万2,000円の減額となっております。また、借入れ先別及び利率別の現

在高の状況は、72ページの一覧表に記載のとおり、借入利率では、全てが2%以下の低利のものでございます。

戻りまして、6ページをご覧ください。

現時点での事業計画によります今後の組合債の現在高及び償還額の推移のグラフでございます。各年度の元利償還額は棒グラフで、組合債の現在高は折れ線グラフで、それぞれお示ししております。

下表4番に記載しておりますとおり、クリーンパーク折居建設事業の組合債借入れに伴う償還が順次開始しており、また、今後は、ごみ中継施設更新事業や新庁舎建設事業に係る組合債の借入れも計画しておりますが、これまでの建設事業に要した組合債の償還が進みましたことにより、グラフの左上に四角で囲んでおりますとおり、過去の償還額ピークは平成21年度の13億6,867万円でございましたが、このように償還が集中し、増大するようなことはなく、今後は安定的な財政運営が図れる見込みを立てております。

次に、予備費でございます。別冊の決算書25、26ページをお開き願います。

26ページ、下から2段目、右端の備考欄に記載のとおり、当初予算額は500万円で、予算の執行過程におきまして、衛生費で、昨年8月にリサイクルセンター長谷山内で発生しました物損事故1件に係る損害賠償金に10万5,000円を充用いたしております。

以上、簡単でございますが、議会費、総務費、公債費及び予備費の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田 貴委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議会費、総務費、公債費及び予備費についての審査に入ります。

なお、質問に際しましては、決算書もしくは決算の成果説明書の何ページの項目について質問というふうをお願いしたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

池田委員。

○池田輝彦委員 よろしくお願います。

説明書の中から質問させていただきます。

まず、ちょっと大まかなことなんですけど、この説明書の1ページに、最初総括から始まるんですけど、1つは、先ほどもご説明ありました住民感覚に沿った行財政改革という一文と、それから、さらなるごみの減量化に努めていくと、このお言葉が最初に入っていて、この城南衛生管理組合というのは、非常に大切な事業でありながら、なかなか一般の方から姿が見えにくいところではないのかなと思います。

また、こっちの組織から見ても、住民との接点というのは、なかなか少ない、ありそうでない、そんな中で、この住民感覚に沿ったという一文のお考え、どのようなところから、どういった取組で、どのようなお考えで住民感覚に沿っていただけているのかなあということと、このさらなるごみの減量化ですけども、先日、先ほどご説明のあったエコネット城南、広報紙をポストに入れていただきま

して、中を開けると漫画を使って、ごみの減量化を訴えていただいているということで、あとプレゼントもクロスワードパズルをつくっていただいで、いろいろ工夫されているなどというのはすごく感じております。

このほかにも、何かごみの減量で取り組んでいることがあるのか、また、この広報紙の効果、この辺りをどのように捉まえているのか、まずお聞きしたいと思います。

○増田 貴委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 座って失礼させていただきます。

私の方からは、住民感覚に沿った行財政改革の住民感覚という言葉の意味合いを、ご説明をさせていただきます。

池田委員ご指摘のとおり、我々事務組合、根幹の事業は、廃棄物の処理処分を行っているというようなところで、一般の市町村と比べましたら、直接、確かに住民の皆さんとは関わる場面は少ないところです。

その一方で、我々の運営経費の大部分は、構成団体さんからの分担金、ひいては住民の皆さんからの税金で賄われているというようなことは、常に認識をさせていただきまして、一方、住民さんにとりましては、我々が、言うならば唯一のサービスの提供事業者でございます。

そういうようなことを常に認識しながら、我々としましては、社会情勢の変化に応じて柔軟な発想を持ちながら、常に住民の感覚、住民の目線に立って組織運営を行うというようなことを基本方針として、住民感覚という言葉で、組合内外、構成団体さん、住民の皆様にお知らせしたというようなことで、この間、事業の運営に取り組んでまいりました。

以上でございます。

○増田 貴委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 私の方からは、さらなるごみの減量というところで回答させていただきます。

委員ご指摘のとおりというか、広報紙の方、これを見ていただきましてありがとうございます。この中でも分別・減量を啓発させていただいておりますが、やはりまだまだ可燃物等、ごみの中には、資源化できるもの、また処理に影響を及ぼす不適物が混入しているということがまだありますので、やはり引き続きごみの分別・減量、これは重要というふうに考えております。

そのため、当組合としましては、構成市町とも連携しながら、組合なり、構成市町の広報紙やホームページ、こういったことを通じて、分別の徹底というものに取り組んでいるというところになっております。

先ほど見ていただきました広報紙、こちらの中での、特に10月号については特別号というようなところで、中身で漫画を使わせていただいで、より伝えやすくといったところを意識しながら、分別・減量の啓発をさせていただいております。

令和2年度につきましても、10月の3R推進月間ということで、ウェブなり広

報紙、またFM宇治を活用しまして、環境啓発イベントということで、ごみの減量、分別の必要性等に係る啓発を行ったところであります。

また、リサイクル工房では、自治会などへ出向いての出前講座、こういったものを行いながら、その中で3Rの推進のPRといったところにも努めたところであります。

なお、不燃ごみの処理工程の消火、ぼやの主な要因であります小型家電、充電池、これについて令和2年度から、構成市町の拠点回収場所で集められたものを、組合で一括して委託処理するというようなところで、分別の徹底、適正処理ということも改めて努めたというようなところを実施させていただいております。

広報紙の効果といいますか、特に環境まつり、今回の10月号なんかは、昨年度もさせていただいております。その中では、やはり、特にこのクロスワードパズルなんかは好評で、クイズも多く応募していただいております。

そういったところから、やはりよく見ていただいているのかなというふうに思っておりますので、そういったところを生かしながら、今後もこういった啓発、分別・減量への啓発、これを進めていきたいというふうに考えております。

○増田 貴委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 以前も、分別施設を見せていただいたときに、その担当の方が、一生懸命ごみの分別を手作業でされているのを見て、また、プラごみとかペットボトルとか、品質によって売れる価値が変わってくるんだというようなお話も聞いて、すごく私の中で意識が変わったんですね。1人の人間ですけど、やっぱり伝えるということはすごく大事なことだなというふうに思います。一人一人の意識を変えていくことが、大きなごみの減量や分別につながっていくと。市民さんには様々な方がいるかと思うんですけど、やはりごみが減ると施設の長寿命化とかも大きな影響が出てきます。

それは、結局は各自治体からの委託金も変わってきて、長い目で見ると、住民さんの一人一人の税金の使い道が、やっぱり少なくなっていくとか影響があると、そういったことも訴えていくべきではないのかなあというふうに思っておりますし、直接、先ほども言ったように、住民との距離がある分、なかなか伝わりにくいところがあるのかな。

そこを埋めていく作業をしていただきたいと思いますし、いろんなところに職員さんが出ていっていると思うんですけども、広報紙もさることながら、見る人、見ない人、いはると思いますので、やはり、いろんなイベントに出て行って、この施設のお仕事、また、ごみの減量や分別の大切さ、それが皆さんに影響があるんですよということを訴えていくことは、すごく大事なことなんじゃないのかなと、自分の経験を通して思っておりますので、また、その辺りのご努力、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、この説明書の8ページ、9ページに、先ほどもご説明がありました職員の給与費、それから9ページの方には、民間委託の委託料の件が載っております。

私の単純計算でいくと、この8ページの令和2年度と平成13年度の差引給与費約9.6億円削減できたというふうに見受けられるんですけど、工場のその分、民

間委託の費用は、右の方の表、全部足し算しますと約6.3億円ぐらいの委託費が出てきているのかなど。これを差引きすると3.3億円ぐらいの経費の削減というか、委託効果が出ているのかなどというふうに、私は単純に見たんですけども、これはこの見方で正しいのかというのと、今この委託する委託費だけなのか、委託することによって、ほかにもこういった経費がかかっていますよというのがあるのか、この民間委託、職員の人数を減らして民間委託することによっての効果、メリット・デメリットがあると思うんですけども、課題、その辺りがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○増田 貴委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 金額の見方ですけれども、それについては基本的には今の要は左の9億6,000万円に対して、委託としてかかっていますよと。差引きが一定の効果ですということの問題ないとは思いますが。

ただ、右側の運転委託の状況の中で、クリーンパーク折居、こちらについて包括運営委託ということで、いわゆる人件費以外の改修整備工事でありますとか薬品代であるとか、こういったものを含めた包括委託というふうになっておりますので、この3億2,471万4,000円のうち、内訳で見ますと、人件費相当額というところでいくと約1億6,900万円ほどが人件費見合いかなというふうに考えておりますので、そちらの方を、人件費相当のみ、ほかの5施設、残りの施設については、基本的に人件費相当を民間委託させていただいておりますので、委託料としての総額は約4億7,000万円ほどになるかなというふうに思います。

ですので、9億6,000万円から4億7,000万円を引いていただくということで、約5億円程度が効果になるというふうな形で考えております。

○増田 貴委員長 長野クリーンパーク折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 私の方からは、民間委託による効果と課題についてご説明をさせていただきますが、まず効果につきましては、民間事業者のノウハウを生かした施設運営ができていくということ。それから、課題につきましては、運営事業者をモニタリングする組合職員の人材育成が課題であると考えています。

○増田 貴委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 今、長野の方から、クリーンパーク折居の委託におけるメリット・デメリットということでご説明をさせていただいたんですけども、もう少し補足をさせていただきたいと思います。

クリーンパーク折居は、先ほど橋本の方からもありましたが、包括委託ということで、これはDBO方式、当組合で初めて公が資金調達をし、民間さんの方で工場を建て、そして建設後の運営も全て民間さんでお願いするという一括の委託契約で

実施させていただいたものであります。

運営につきましては、ここを全て、その他の施設で行っている委託、運転委託だけではなく、日常の管理整備全てを委託するという形で、先ほどから申しますように、当組合で初めての形であります。

そういう意味で、我々行政としてしっかりとモニタリングしていく、委託業者の方々がしっかりと安心安全な工場運転をしていくということをチェックする、それが重要だということで、建設当初から組織を挙げてモニタリングをしていくんだということで、このクリーンパーク折居を稼働させていただいたところであります。

この点につきましては、人材育成が課題だということにつきましては、組織の課題でもありまして、その点につきましては、具体的に申し上げますと、クリーン21長谷山、こちらの方、土日を除いて昼間は職員で運転、管理、点検、整備をさせていただいております。そちらの方で経験と知識を十分に養った後、クリーンパーク折居の方でモニタリングをしていくと。

具体的に、日々、現在クリーンパークに配属されている職員4人は、全て焼却工場運転経験者であります。日々のモニタリングをすると同時に、月に1回のモニタリング会議、委託業者とのモニタリング会議があるんですが、こちらの方につきましては、クリーンパーク折居の全職員プラス、先ほど申しましたクリーン21から必要に応じて、専門の技術士を一、二名必ず同席させまして、そして日々、クリーンパーク折居が、安心安全な工場を行っている、チェックをさせていただいているということで、人材育成について課題であるということは組織全体の問題であり、そして先ほど申しましたとおり、クリーン21の中で、人材育成をやって、しっかりとチェック機能を果たしているという補足をさせていただきたいと思います。

以上です。

○増田 貴委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 私も今最後に言われたとおり、職員数が減っていくということで、技術の伝承とか、今言うた人材育成、ここは非常に問題、課題があるのかなというふうに思っております。ここをしっかりとやっていくことよっての民間委託、そこで初めて完成するのかなというふうに思っておりますので、ぜひ、人材育成の方をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○増田 貴委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

○岡本里美委員 よろしくお願いたします。

成果説明書14ページになります。

④番の安全衛生についてですけれども、表8にごございます主な安全衛生活動につきまして、安全衛生管理の区分の中で、項目が4項目上げられておりますけれども、令和元年はその4項目以外に研修会の3項目と、あと講習会1項目ありまして、全部で8項目の実施をされておられました。

実施項目が減っているのは、上の取組のところに書かれておりますように、やはりコロナ禍の影響から、年間計画に基づいた講習会が未実施ということですが、その未実施の中の1つとして、救命救急講習会、コロナ禍でなければ実施をしていたというお考えでよろしいでしょうか。

○増田 貴委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 コロナ禍でなければ開催はできていたというふうに考えております。

○増田 貴委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 コロナ禍でありましても、点検と啓発に努めていただき、意識の向上を図ったり、作業部会を設置されるというふうな、できる方法での取組をしていただいていたと思いますけれども、やはり大勢の方が集まる研修会、講習会というのは、どうしてもこのコロナ禍では実施していただくのは大変難しいことだとは思いますが、また、その中でどれも大切な研修会、講習会ではありますけれども、やはり命を守る。基本方針の安心安全な工場運営という中の1つにもつながってくると私は考えております。

毎年ではなく、3年に一度、この救命の講習会を受けられていることだとは思いますが、今年も計画をされていたということで、やはり3年に一度、受けなければならない、受講をしなければならない方もおられたと思います。

消防の方では、コロナ禍でありましても、緊急事態宣言が発出されているとき以外は、普通救命講習の3時間の講習会が、事前に各自で動画を見ていただいた後、実際は講習は1時間、また1時間半程度で行えるという形で、新しい形も取られて工夫をされての救命講習会も消防の方では行っておられると思いますので、そういったことも考えていただきながら、今後検討をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○増田 貴委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 ご説明いただきましたとおり、昨年度と比較いたしますと、ハラスメント研修会であるとか安全研修会、衛生研修会、そして救命救急講習会ということで実施をしておったんですけれども、昨年度につきましては、コロナ禍の影響によりまして、通常、外部からの講師であるとか団体に依頼をいたしまして、研修会をお願いしておるんですけれども、昨年度は、その講師または実施していただく団体が、緊急事態宣言下でありますとか、そういう事情のときは、なかなか要請できなかったということも1つあります。

それと、組合自体、新型コロナウイルスの感染予防ということで、できる限り各所属間の人流を抑えるというようなことがございましたので、昨年度未実施というふうにさせていただいています。

救急救命講習に限りましては、当然、施設運営をしているというところから、私

どもとしては、大変重要な講習と位置づけておりますので、全職員95人中ですけれども、3年ごとの講習に関しましては、既に91人がこの講習を受講しております。ただし、平成元年以降、採用された職員はまだ未実施ということになっております。講習を受講できていない者につきましては、コロナ禍の状況も踏まえながら、速やかに受講はさせていただきたいというふうに考えております。

○増田 貴委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 平成26年5月に各施設にAEDが設置をされたということで、全職員の普通救命講習受講という目標を持っていただいておりますので、なかなか難しい研修会、講習会ではありますが、ご検討いただきまして、また実施の方、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○増田 貴委員長 ほかに質疑はございませんか。

宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 説明書の12ページ、人材育成についてについてお尋ねいたします。

先ほど池田委員のご答弁からも、人材育成についてちょっとお話があったんですが、私からもお尋ねしたいと思います。

人材こそが最も重要な経営資源との考えの下、人材育成計画を策定され、取り組まれていることと思っておりますけれども、令和2年度の主な取組の中に、人材育成及び組織力強化に向けて、全職員を対象とした人事評価制度の活用とありますが、取組内容はどのようなものだったか、具体的に教えていただけますか。

以上です。

○増田 貴委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 人事評価制度の具体的な説明ということで、人事評価制度につきましては、組織目標を達成するために、個々の職員において目標を設定し、その目標達成に向けた取組を評価し、人材育成につなげるものであります。

具体的な取組内容につきましては、組織目標達成に向けた個々の担当業務に係る業績評価と、求められる職員像に向けた能力評価、この2つで構成しており、これらを評価者、一般職員の場合では所属長になりますが、期首、中間、期末の年3回、進捗状況の確認やアドバイスなど、被評価者との面談を通じてコミュニケーションを図り、職員の成長につなげるものでございます。

また、評価基準につきましては、マニュアルを作成し、全職員に配布、周知を図っており、評価者と被評価者が同じ評価基準を認識した上で、自己評価と所属長による評価を行っているところです。

また、昨年度には人事評価制度に係る職員アンケートを実施しておりますが、その中でも、所属長と確実にコミュニケーションが取れるようになった、スケジュー

ル管理により業務に取り組むようになったなど、制度を導入して良かったとの意見もあり、本組合におきましては、人事評価制度、上司と一体となって職員の能力向上、能力開発につなげるものということで、積極的に取り組んでいるものでございます。

○増田 貴委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございました。

厳しい財政状況とか集中改革プランなどによって、職員数が減少している中に、公務員として高い倫理観とか使命感を持って、住民ニーズの高度化、多様化に対応することなどが、従来以上に求められていることと思います。人事評価制度を有効に活用していただいて、各種研修等にも力を入れていただいて、組織力の強化につなげていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○増田 貴委員長 ほかに質疑はございませんか。
大河委員。

○大河直幸委員 成果説明書の14ページ、15ページについてお聞きします。

新型コロナウイルス対策ですが、対策本部会議を計7回開催されたというふうになっていますが、これは何を議論されて、何を決められたのか、ご説明ください。

○増田 貴委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 当組合の新型コロナウイルス感染症対策本部会議につきましては、緊急事態宣言、まん延防止重点措置、こちらが発出されたときや解除時、そういうったときに開催をしてきております。

対策本部会議では、国や京都府のコロナ対策に係る通知や取組についての周知を図るとともに、京都府等の行動要請に基づいた組合の対応についての協議等を行ったところです。各職員、各職場での行動取組や組合事業について、また各種研修や会議等の在り方、また在宅勤務等についても議論を行い、組合の対応について決定をしてきたところです。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 決算書を見せていただきましても、具体的な対策、どういうことを取っておられるのかというのが、なかなか見えてこないんですけど、具体的な感染防止の対策についてはどうされているんでしょうか。

○増田 貴委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 基本的には、各職員に対してということにはなりますが、基本

的なところを徹底していくというところが主なものになるかなと思っております。

日常的な健康管理の徹底ということで、出勤前の体温測定なり、そちらの記録、また発熱等の症状がある場合には出勤を控えることの徹底、また手洗い、手指消毒、うがい、マスク着用などの基本的な感染防止の徹底、緊急事態宣言時には、不要不急の外出自粛、執務室の場所における保護シート、パーティション等の設置、換気の徹底、消毒の徹底、また委託業者との接触機会の低減ということで、動線を分離するなり、引継ぎなり、定例会議の開催等を工夫するといったことをしております。

また、人と人との接触回避ということで、1つには、会議の在り方ということで、ウェブ会議を推進していくということで、Z o o mを使ったウェブ会議、こちらの方を取り入れております。

また、在宅勤務の推進ということで、自宅でのリモートの業務、こちらの方の環境整備を整えたといったところが、主な感染防止の対策という形になっております。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 それで、決算書を見ていても、なかなかこれが分からないんですけども、決算書のところには、具体的な対策費というのは出てこないのかということと、こういったリモート会議とかされる場合の設備の導入なんかについては、費用としてはどうされているのかなというふうに思っていたんですが、ご説明いただきたいということと、これに対応する入りの部分、地方自治体、具体的には市町には地方交付税臨時交付金とか、コロナ対策の国からの分があるんですけども、本組合には、そういった仕組みがあるのかなのか、京都府などからコロナ対策の特別の予算などが対応されているのか、そういったこともご説明いただいてもいいですか。

○増田 貴委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 コロナの対策経費につきましては、一応予算の方では当然取っておりませんでしたので、既決の予算の中で対応ということでさせていただいております。

具体的に経費として、この決算書の方に明確に載っているわけではございませんが、例えば57ページ、一般管理費、そちらの中の一般管理費の主な項目の上から4つ目、職員の安全衛生管理に要した経費、このうちには、エッセンシャルワーカーということで、各職員にマスクの配布なりをさせていただいておりますので、そういった経費は、こちらの方に入れさせていただくような形はさせていただいております。

また、ウェブ会議の機器等になりますが、こちらの方は、次のページの財政管理費の中で購入はさせていただいておりますが、あくまでも、その中では主な項目ということで、情報共有システムに要した経費と基金の積立て関係経費というこの2つの大きな項目でのみ載せさせていただいておりますので、それ以外に係る経費については載せていない部分もございます。そういったところで支出をさせていただいておりますので、この事項別明細の中に、具体的にコロナに関する経費が幾らと

いうことで載せているというものではございません。

ちなみに、ウェブ会議に係る経費としては約24万円程度かけて、ウェブカメラなりヘッドセット、こういったものを用意させていただいております。

市町が補助金の方を頂いているということですが、特段、一部事務組合の当組合には、京都府からそういった通知連絡等もございませんので、そういう補助金はないものというふうに理解しております。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 一部事務組合に対して、新型コロナの対策の補助金などを、国からも府からもないというのは、私はちょっとやはり課題だというふうに思うんですよ。何か、例えば大きな、PCR検査など大規模に検査を職員にしていこうというようなことが出てきた場合、組合独自で判断して、これやりますというふうになった場合にでも相当な費用が要るんだけど、これが入りの部分では何も担保されていないと。新型コロナ対策費が、一部事務組合の部分には、これは国も京都府のスキームの中には入っていないということは、相当な課題だというふうに思うんですけども、これについては、京都府や国に対して、しっかりと要望・要請をしていくといった考えはありませんか。

○増田 貴委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 昨年コロナが発生したとき、この対策会議なんかでも意見交換をさせてもらいましたけれども、当面、私どものところでできる対策としては、そう多くのお金は要らないだろうということで、やれるところから既決の予算を使って、こういうパーティションですとか、動線の部分ですとか、それぞれの工場に対応したというのが、まず最初の取組でございます。

一番お金がかかるんじゃないかというふうに考えましたのは、在宅勤務をするときのパソコンですとか、ヘッドセットですとか、そういう機器につきまして、これについては必要だろうということで、必要なものについては、令和3年度の当初予算の中で議論をして盛り込ませていただいておりますし、大きな設備で、もし対策として必要なのであれば、また予算の中でお諮りして、それぞれ市町の分担金で運営させていただいておりますので、分担金としてご負担いただくというふうになるというふうに考えております。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 市町の方に分担金を求めるという考え方も当然あるかというふうに思いますけれども、一部事務組合に対するコロナなどに対するこういった補助金の在り方についても、ぜひ一部事務組合としてのこのエッセンシャルワーカーですからね、重要な役割を持っておられるので、その位置づけについても、ぜひ研究検討を続けていただきたいというふうに思います。

それと、委託がやはり本組合は多いわけですけども、委託事業者のコロナ対策

というのは、本組合はどのようなふうに関わっておられるのか、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○増田 貴委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 委託業者におけるコロナ対策であります。

具体的に、昨年4月に各委託業者に対して、コロナ対策のヒアリングを行っております。実施は2回しております。まず1回目、マスクの着用の状況とか、従業員さんの体調管理の状況とか様々、委託業務をしていく上で、当該の委託業者がどのような対策を講じているかという聞き取りをさせていただきました。

また、委託業者が様々おられますので、委託業者の中で優れた取組をされているところには、その他の委託業者にお知らせをさせていただいて、委託業者全体のコロナ対策が向上するように取り計らいを行ってきたところでもあります。

また常々、委託業者の方々につきましては、コロナに関する従業員さんの体調管理で異常が、異変があった場合は随時報告をするようにということで、常々、例えば委託業者の家族さんに濃厚接触と判断されました。その従業員については、しばらく休みをいただきますとか、そういった報告を受けながら、委託業者の方でもしっかりとコロナ対策は行われているということを確認してきました。

また、当組合で行っておりますコロナ対策の対応内容についても、当組合同等レベルの対策をしっかりとるように、委託業者の方にも求めてきたところがございます。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 委託の工場などが止まってもらったら困るわけですから、この点はしっかりと対応いただきたいというふうに思います。

それと、この14ページの労働安全衛生の取組のところにあります、一番最初のセンテンスの中にあるんですけども、安全衛生上の課題について、具体的な対策を検討する作業部会を設置して、改善を図ったということでもありますけれども、この具体的な課題というか、安全衛生上の課題というのは何なのか、ご説明いただいていいですか。

○増田 貴委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 令和2年度ですけれども、成果説明書14ページに記載のとおり、作業部会を1回開催いたしております。安全衛生推進作業部会と申しますのは、職員の労働災害を防止するための課題を、安全衛生委員会で調査審議するに当たり、より具体的な対策等の検討が必要となった課題に対しまして、作業部会を設置し、改善策の案などを協議する組織となっております。

令和2年度につきましては、具体的な内容ということで、リサイクルセンター長谷山において、ごみクレーンを操作中に、ごみクレーンを一旦退避させて、そういう行動を取ったにもかかわらず、搬入車両との接触事故があったと。そういう事故

に対しまして、退避行動を取っていたのに、なぜこんな事故が起きたんだというような、より具体的な検証が必要となりましたので、作業部会1回を設置し、協議をさせていただいたというものでございます。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 分かりました。委託事業者のところで労災事案などが発生して、ご相談を私、受けている案件もありますので、委託事業者のところで、正式にそういった対応など、労働者の安全を対応いただくように、今後ともご指導をいただきたいというふうに思います。

最後に、入札の部分についてもお聞きをしたいと思います。

10ページのところで、契約状況ですけれども、件数ではこれは随時契約と競争入札の割合を載せていただいて、毎回決算委員会、予算委員会の際にお聞きしているんですけれども、これは件数ベースだけではなくて、金額ベースでの競争入札と随意契約の割合と、それぞれの落札額の総計をお聞きしたいのと、この随意契約を合計しますと128件あるんですけれども、本組合の場合、やはり日立造船との関係というのが強いものがありますので、日立造船がそのうち占める件数と金額についてもご説明いただきたいというふうに思います。

○増田 貴委員長 福西会計管理者。

○福西 博会計管理者 私からは、最初の質問でありました金額ベースでの競争入札と随意契約の割合のそれぞれの落札額の総計について説明させていただきます。

10ページの表4に記載のとおり、契約件数は全部で195件でありまして、総額で31億8,055万8,371円となります。そのうち競争入札については、表のとおり67件で金額は1億3,121万9,950円であります。

また、随意契約につきましては、見積り合わせと特別指名を合わせて128件ありまして、金額は30億4,933万8,421円であります。それで、本来の金額ベースでの競争入札と随意契約の割合は、競争入札で全体の4%であります。随意契約では約96%となっております。

例年との違いでいいますと、令和2年度におきましては、随意契約で、ごみ中継施設更新整備工事21億8,900万円が含まれておりますので、競争入札の占める割合は低くなっております。

続きまして、日立造船の関係ですけれども、随意契約128件のうち、日立造船が占める件数と金額についてお答えさせていただきます。

実績であります。随意契約中、単価契約を除きますと57件あります。その金額は、先ほど30億4,933万8,402円あります。そのうち日立造船が9件ございまして、金額が5億1,161万円でございます。割合は、件数で約16%、金額で約17%となっております。先ほど例年との違いであります。これには、ごみ中継更新施設整備工事費21億8,900円が含まれています。

以上でございます。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 通告もしていますので、お答えいただければと思うんですけども、令和2年4月の随意契約、焼却設備定期点検整備工事（その1）、これが1億1,440万円ほどの契約でありますけれども、地方自治法施行令第167条2の第1項第2号に該当するというので、随意契約を日立造船とされています。

先ほどお聞きしていて、やはり相当な比率を占めておられるわけですね。日立造船だけで5億という、全体でいうと随意契約が、これはごみ中継施設があるかもしれませんが、96%が本衛管の場合は随意契約やということで、随意契約の割合があまりにも高過ぎるというふうに思うんですが、特に日立造船との関係でいいますと、これがなぜ今契約がこの施行令に該当したのか、その理由をご説明いただきたいというふうに思います。

○増田 貴委員長 福西会計管理者。

○福西 博会計管理者 焼却設備定期点検整備（その1）の随意契約について、これは日立造船の関係ですけれども、説明させていただきます。

随意契約に該当するのは、地方自治法第167条2第1項第2号、その性質または目的が、競争入札に適さないものとするというのは、不動産の買入れや借入れの契約のように、目的物の性質が契約の相手方がおのずから特定の者に限定してしまう場合が典型的な例であります。

このほかに、不特定多数の参加者を求めて、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適正ではなくて、その契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者と契約を締結するという方法を取るのが、その契約の性質やその目的を究極的に達成する上で妥当であり、ひいては地方公共団体の利益につながると合理的に判断される場合が該当します。

また、当組合にとって重要な法律である廃棄物処理法でも、一般廃棄物収集運搬処分委託について、受託者の基準としまして、受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ受託しようとする業務の実施に関し、相当の経験を有する者であること、の要件とされています。契約の相手方にその業務の確実な履行を最優先に位置づけるよう求めております。

このことから、クリーン21長谷山の焼却設備点検整備工事（その1）は、その典型例でございます。日立造船株式会社が設計し、建設した施設には、プラントメーカー独自の技術やノウハウが詰め込まれています。また、点検中に不具合があって、大至急工事を行う必要が生じた場合でも、運転休止期間を最小限にとどめ、迅速に対応する必要があります。

以上のことから、焼却設備点検整備工事（その1）は、日立造船以外に契約の相手方は存在せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条2第1項第2号に該当するものであります。

以上でございます。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 1回設計や建設の工事を取ったら、もうずっと随意契約でこの業者が取れるということですね。そうなるということですね。

○増田 貴委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 ごみ焼却施設というのは、今説明がありましたとおり、プラントメーカーが開発した独自技術による設備のほか、プラントメーカー独自の技術、経験に基づいて、その設計指導の下、多種多様な設備が構成されているといったところがございますので、そういったものの中で、必要な性能というのが発揮されております。

ですので、基本的には施設の内容に習熟している業者というところであれば、性能の確保というところは困難であるというふうには考えております。

ただ、その中でも、特に随意契約にさせていただいているのは、施設の性能に大きく関わる設備であるとか、停止期間中の整備において高度に調整を必要とするような整備内容というところについては、プラントメーカーの方に随意契約をさせていただいておりますけれども、ほかの業者でも整備可能なものについては、定期点検整備、日立造船の工事からは極力切り離すという努力をいたしまして、入札になるべく付すようにしておりますので、ご理解の方、お願いしたいと思います。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 最後にお聞きしますが、時間もお昼過ぎていますので、お聞きしますが、そういう意味でいいますと、全体の予算が、決算ベースで40億ぐらいの本組合で、委託が31億、そのうち随意契約が30億というふうになってきているわけですから、随意契約の割合というのは相当高過ぎるんじゃないかというふうに思うんです。

これは中継施設のこともあったということでもありますけれども、果たしてこれが地方自治体の一部事務組合として適正な執行なのかということなんです。やはり基本になるのは競争入札なわけですし、競争入札で競争を働かせると。随意契約となってくると、そこに様々な課題というのが出てくるというのは、この間、全国の市町の例でも明らかかというふうに思うんですけれども、これはやはり割合が高過ぎるんじゃないかというふうに思うことについて、どう考えるのかということと、どのように競争入札を増やしていくかというようなことについても、やはり方向性を持たないといけないんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○増田 貴委員長 野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 先ほど会計管理者の方から答弁をさせていただきましたけれども、城南衛生管理組合の業務、基本的には全般について廃棄物処理法の規定

を受けるとい特徴がございます。安ければいいというわけではなく、安心確実なところでないと委託できないということがありますので、どうしても、こういった業務、多分私のところの組合だけではないと思いますけれども、その業務の多くが随意契約によって委託されているものだというふうに考えております。

ただし、そうは言いましても、今所長から答弁させていただきましたように、なるべくその随意契約の比率を減らしていこう、あるいは切り分けて、個別で一般競争入札に出せるものは出していこうということで、これまで取組をしておりますので、これからも、やっぱり従来と同じように漫然とまとめて委託、随意契約するのではなく、可能なものについては、少しでも競争入札に伏せるように努めていきたいというふうに考えております。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 最後、要望ですけれども、やはり住民の皆さんからしますと、どのような経過で事業者が選定されたのかということは大きな課題、大きなポイントだというふうに思います。

住民の皆さんのところに透明性を持って、それが理解されるような対応を、今後もしていただきたいというふうに思いますので、要望して終わりたいと思います。以上です。

○増田 貴委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増田 貴委員長 質疑がないようですので、以上で議会費、総務費、公債費及び予備費についての審査を終結いたします。

ここで休憩に入ります。

午後 0時11分休憩

午後 0時59分再開

○増田 貴委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[衛生費]

○増田 貴委員長 衛生費について説明を求めます。

西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 それでは、続きまして、衛生費全般についてご説明申し上げます。

衛生費は、組合の根幹業務でございます。し尿及びごみ部門の管理運営や処理、

処分等に要する経費が主なものでございまして、衛生費を構成いたします目ごとに順次ご説明を申し上げます。

最初に、説明書の60ページ、清掃総務費でございますが、決算額は4億7,474万1,712円で、前年度比較では20万82円の減額となっております。主な経費といたしましては、一般職員55人及び再任用短時間勤務職員6人の人件費や、エコポート長谷山工房スタッフなどの会計年度任用職員8人の報酬などのほか、ダイオキシン類測定に要した経費、場内整備管理業務委託料、クリーン21長谷山長寿命化等の検討に要した経費でございます。

各工場別一般職員給与の決算額の状況は、55ページの令和2年度職員給与費決算額調の清掃総務費欄に記載のとおりとなっておりますので、ご覧をお願いします。

クリーン21長谷山長寿命化等の検討業務の詳細は、戻りまして、30ページをご覧ください。

クリーン21長谷山は、稼働から14年以上が経過し、一般的なごみ処理施設の供用年数が、おおむね20年から25年程度といわれていることを考慮しますと、今後の長期的な施設稼働に際して、各種設備の経年劣化が進行していくことが懸念されております。

そこで、施設を更新する場合、毎年の定期点検整備工事のみを実施する場合及び基幹的設備改良工事を実施する場合のそれぞれを比較検討し、令和3年3月に本施設の長寿命化総合計画を策定いたしました。その結果、基幹的設備改良工事を実施する場合は、費用対効果が最も大きいことが確認されましたので、今後につきましては、策定いたしました同計画に基づき、整備方針を決定していくこととしております。

次に、61ページ、し尿委託費でございますが、決算額は2億9,636万2,370円で、し尿収集運搬委託料が、積算上の収集必要車両の減少等に伴って減額となったものの、転廃業助成金が3台分発生し、前年度から1億1,349万6,000円の皆増となったことなどにより、合計では、前年度比較で9,263万5,158円の増額となっております。

なお、令和2年度の、し尿収集実績の評価は、戻りまして、19ページでございます。

表11に掲載いたしておりますが、し尿の収集量は年々減少しており、令和2年度におきましても、表の下から2段目の計ですが、前年度比較で742.32キロリットル、6.33%減少し、1万986.18キロリットルとなっております。この、し尿収集運搬業務につきましては、令和2年度から事業協同組合への一括委託を開始しており、収集体制の効率化を図っております。また、20ページに記載しておりますとおり、浄化槽汚泥の清掃につきましては、管内6企業に許可を行っているところでございます。

事業の実績につきましては、表12及び表13に記載いたしておりますが、表12のとおり、浄化槽汚泥の搬入件数も近年減少傾向にありまして、令和2年度の搬入件数は前年度から576件減少し、9,398件となっております。表13のとおり、汚泥の搬入量につきましても、前年度から872.90キロリットル、3.79%減少し、2万2,164.39キロリットルとなっております。

次に、再度、61ページをご覧ください。

徴収費でございますが、決算額は237万6,263円で、その主な経費は、し尿処理手数料に係る収納システムの維持管理に要した経費や、納付書等の印刷、郵送料など収納事務に要した経費などでございます。令和元年度に実施した収納システムの更新に要した経費が皆減したことなどにより、前年度比較で649万3,626円の減額となっております。

なお、し尿処理手数料の過年度分の過誤納還付金として2万1,500円を支出いたしました。

戻りまして、20ページをご覧ください。

下の表15に記載をいたしておりますとおり、管内の下水道の普及に伴い、くみ取り世帯は年々減少しており、令和2年度末、し尿収集登録世帯は、前年度から215世帯減少し、2,987世帯となっております。

次に、62ページをご覧ください。

し尿処理費でございますが、その主な経費は、クリーンピア沢の運転維持管理に要した経費などでございます。決算額は1億3,513万8,218円で、前年度比較では1,122万5,007円の減額となっております。この要因は、し尿等の搬入量の減少に伴い、下水道排水に係る下水道使用量が減少したことなどによるものです。

戻りまして、21ページの表16をご覧ください。

し尿及び浄化槽汚泥の全体搬入量は、先ほど申し上げましたとおり、近年減少しております。令和2年度は合計で3万3,150.57キロリットルの搬入量があり、前年度から1,615.22キロリットル、4.65%減少し、その全量につきましては、クリーンピア沢において前処理と希釈処理を行い、公共下水道への排水を行っております。

続きまして、63から64ページをご覧ください。

ごみ焼却費でございます。決算額は13億5,816万3,520円で、前年度比較では1億53万3,142円の減額となっております。ごみ焼却費のうち、クリーン21長谷山についての決算額は、63ページの一番上、右側、9億8,195万4,662円で、前年度比較で8,868万7,310円の減額となっております。主な減額要因は、老朽設備等の改修整備工事費の減等によるものでございます。主な経費といたしましては、夜間及び土日昼間運転の委託経費のほか、施設整備費、薬品・油脂類購入費、高熱水費、燃料費及び焼却灰の運搬処分費など、施設設備の運転、維持管理に要した経費でございます。

戻りまして、25ページ、②クリーン21長谷山の段落中の記載にありますとおり、組合に搬入されました可燃ごみ量全体の62.67%に当たる5万3,381.82トン进行处理したところでございます。

また、29ページの表23に記載しておりますとおり、ごみ発電による発生電力を工場運転用電力として使用し、余剰電力を電力会社に売却いたしております。

次に、クリーンパーク折居の運転管理に要した経費でございます。決算額は64ページの中段にありますとおり3億7,620万8,858円で、前年度との比較では1,184万5,832円の減額となっております。主な減額要因は、設備の補修費等の減により、DBO方式で実施しております長期包括運営管理業務委託料が減少したことによるものでございます。そのほか、主な経費といたしましては、焼却

灰の運搬及び処分に要した経費などがございます。

戻りまして、25ページ、①クリーンパーク折居の記載にありますとおり、クリーンパーク折居は、組合に搬入されました可燃ごみ量全体の37.33%に当たる3万1,793.12トン进行处理したところでございます。また、29ページの表23に記載をいたしておりますとおり、その発生電力を工場運転用電力として使用し、余剰電力を電力会社に売却いたしております。

次に、64ページをご覧ください。

表の下段、ごみ中継費でございますが、これはごみ収集輸送の効率化と構成市町間の公平性を確保するために必要なごみ中継運搬経費でございます。決算額は8,750万7,860円となっております。主な経費といたしましては、ごみ中継の運転管理業務委託や車両の維持管理に要した経費などのほか、ごみ中継施設の更新に要した経費でございます。

ごみ中継施設更新事業につきましては、令和元年度に策定いたしましたごみ中継施設整備基本計画に基づき事業を進め、31ページの②に記載しておりますとおり、令和2年度は、事業の着手に必要な土壌汚染調査等を実施したほか、更新工事の入札事務及び契約締結を行っております。

次に、65ページのリサイクル費でございます。

決算額は3億25万2,386円で、前年度比較では782万6,256円の減額となっております。これは、施設の定期点検整備工事費が減少したことなどによるものでございます。このほか、主な経費といたしましては、缶・瓶・ペットボトルの選別委託料や、プラスチック製容器包装資源化施設の運転業務委託料などの容器包装廃棄物等の資源化に要した経費、施設設備の運転、維持管理に要した経費及びリサイクル工場の運営に要した経費などがございます。

令和2年度におきましても、構成市町と連携協働して、プラスチック製容器包装を含む容器包装廃棄物5品目などの資源化に努めますとともに、剪定枝のチップ化物の住民利用者配布事業にも取り組んだところでございます。

また、エコポート長谷山では、廃棄物の有効利用とごみの減量を図る3R推進のPR施設として開設以来、リサイクル工房、住民教室及び小学校の施設見学など、様々な取組を行ってまいりました。

戻りまして、34から36ページに記載しておりますとおり、工房運営につきましては、エコポート長谷山を拠点に、参加体験を通して、住民の環境意識の向上を図ることを目的に、ガラス工房、衣服工房及び自転車工房や各種リサイクル教室などを開催しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休館、各種事業の中止や延期、規模の縮小を余儀なくされましたが、再開時には感染症対策を講じながら、各事業の継続に努めたところでございます。

次に、66ページをご覧ください。

ごみ破碎費でございます。ごみ破碎費は、リサイクルセンター長谷山でのごみの破碎処理に要した経費でございます。決算額は2億4,650万606円で、前年度比較では3,379万8,753円の増額となっております。この主な要因は、施設の定期点検整備工事費や各種設備機器の修繕料が増加したこと等によるものです。このほか、主な経費といたしましては、破碎ごみの運搬委託料、工場運転に要した電気使用料、破碎機交換部品の購入に要した経費などがございます。

令和2年度の粗大・不燃ごみの処理実績は、戻りまして、37ページをご覧ください。

表34に記載のとおり、前年度から1,124.87トン、7.25%増加し、1万6,649.34トンとなっております。

次に、67、68ページをご覧ください。

ごみ埋立費でございます。決算額は7,628万1,291円で、前年度比較では1,645万2,397円の減額となっております。この主な要因は、大阪湾広域廃棄物埋立処分地整備事業負担金の減額等によるものでございます。主な経費といたしましては、グリーンヒル三郷山埋立処分地及び奥山排水処理施設の維持管理に要した経費や、排水処理施設の運転等に要した経費などでございます。

なお、ごみの最終処分は、組合のグリーンヒル三郷山のほか、宇治廃棄物処理公社及び大阪湾広域臨海環境整備センターで行っているところでございます。

戻りまして、39ページをご覧ください。

令和2年度の最終処分実績につきましては、上段の表38に記載のとおり、前年度から375.69トン、2.22%増加し、1万7,324.84トンとなっております。

なお、平成26年8月より施設の稼働を再開いたしております奥山排水処理施設につきましては、下段の表40のとおり、放流水の水質測定結果を掲載しておりますが、いずれの項目につきましても、基準値を満たしております。

また、戻りまして、38ページの②に記載していますとおり、令和2年度につきましては、老朽化が進む同施設の更新を含めた浸出水抜本対策の検討を行っており、引き続き経済性の観点等も勘案しながら、今後の在り方について精査、検討を進めていくこととしております。

以上、簡単でございますが、衛生費関係の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田 貴委員長 ありがとうございます。

これより衛生費の審査に入ります。

質疑はございませんか。

池田委員。

○池田輝彦委員 説明書の25ページに、①クリーンパーク折居についての記述がございます。このクリーンパーク折居は、DBO方式によって、SPCの長期契約の委託で運営しているということで、長期契約の20年目の3年目に当たるということで、先ほどもありましたモニタリングによる適切な運営を行っているということになっています。

このSPCによる工場運営について、その効果や課題があると思うんですけど、1点は、その効果について説明いただきたいのと、もう1点はこの課題ですね。施設によって様々な特色があるかと思いますが、一説には、課題については、長期契約によって財政やサービスの硬直化が懸念される。この硬直化というのは、恐らく、例えば新たなことをするとき、そこにまわす財源の確保について、課題が1つあるのかな。

あとは、柔軟な事業費の設定、この辺りが必要というふうなお話もございます。これは、ごみの減量化が進んだり、人口減少して、ごみの量が減ったときの事業費の設定が長期契約ですので、柔軟に設定していくことができるのか、この辺りも一説によると課題というふうにあります。この辺りの課題、私が言ったのが当てはまるのか、また、そのほか課題等ありましたらご説明していただきたいと思っております。

○増田 貴委員長 長野クリーンパーク折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 まず、効果の方なんですけれども、民間事業者のノウハウを生かした施設運営ができるというところなんです。例えば運営開始初期段階では、火格子の空気孔が詰まりやすく、炉内温度を維持するためにバーナーを使用する頻度が多かったんですけれども、そういったものも、民間事業者ですから、速やかに火格子の改良工事を行ったりということがありました。これは運営開始10か月後の平成31年2月に実施されています。

また、運転員の焼却作業に関しましては、運営開始以降、人為的なミスを防ぐ様々な自動制御システムが導入されています。例えば、排ガスの各監視項目の値が上昇したときには、規制値を超える前に、焼却炉が下がるようにしていますが、焼却量ですとか排ガス量、焼却炉内温度などにつきましても、同様の対策が取られています。

この課題と申しますか、財源とかの硬直化とか、そういったところなんですけれども、基本的に20年間の契約をしておりますので、20年先までの費用的なものは確定しています。ごみ量の変化につきましては、ごみの処理量に応じて、変動費というのを設けていまして、その部分は変化します。処理量に応じて使う薬剤の量が変わりますので、そういった部分は変動します。ただ、大部分は固定費の部分になりますので、ごみ量の変化に伴う財政負担というのは軽いのではないかと考えています。

以上です。

○増田 貴委員長 池田委員。

○池田輝彦委員 心配していたことも解決できるようですので、頑張ってくださいと思います。民間活力、民間のノウハウの活用というのは、非常に有効であるというふうに思っております。モニタリングをして、しっかり運営の監視がやっぱり必要、先ほどもあったやっぱり人材育成が必要なのかなというふうに思っておりますのと、やはり長期契約ですので、今3年目、これから少しずつ人間ですから、どうしても長い期間で慣れとか、こういったこともないように、しっかりモニタリングしていただきまして、適切な運営をお願いいたします。

以上です。

○増田 貴委員長 ほかに質疑ありませんか。

宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 説明書の30ページ、クリーン21長谷山長寿命化総合計画の策定についてお尋ねいたします。

クリーン21長谷山は、稼働開始から14年以上が経過して、各種設備機器の経年劣化が懸念される中、その対応として施設を更新する場合等、計画的な毎年の定期点検整備工事のみを続ける場合と、ストックマネジメントの考えを導入した基幹的設備改良工事を実施する場合と、3つの比較が検討されたということ、先ほどの説明であったと思うんですが、長寿命化総合計画で得た試算では、具体的にどのような違いがあるのか。例えば、従来の施設更新と比べてどのぐらいの費用対効果が見込めるのか、教えていただけますか。

以上です。

○増田 貴委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 先ほどご説明しましたとおり、3つのケースを、令和23年度まで、それぞれ35年間使用する、そういう想定をいたしまして比較をいたしております。

その結果、基幹的設備改良工事を実施する場合が最も費用対効果が大きいということが確認されまして、その施設を建て替える場合、施設更新ですけれども、それと比較をいたしますと、令和3年度から令和23年度まで約21年間で約33億円の削減が見込まれているということで、費用対効果としては、21年間で約33億円の削減が見込まれているということでございます。

○増田 貴委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。

それともう1つですが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、補助率2分の1というのは、毎年のように長寿命化として、限度額なく充てることができるのかなど、分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○増田 貴委員長 川島施設部理事。

○川島修啓施設部理事 長寿命化事業は、5か年で計画をしております、計画工事費のうち国庫補助金の対象となる事業費の2分の1が、5年間は毎年交付されることとなっております。

○増田 貴委員長 宇佐美委員。

○宇佐美まり委員 ありがとうございます。

ただ今の説明いただきました内容で、有効な整備計画であることがよく分かりました。ごみ処理施設というのは日々稼働する中で、点検とか補修、整備等を実施さ

れるものの、供用年数がおおむね20から25年程度といわれていると思うんですけども、やはり少しでも長く利用できることにこしたことはありませんし、そのためにも、予算的にも軽減できる長寿命化総合計画の策定は、大いに期待できるものであるということを確認いたしましたので、これで私の質問を終わります。

以上です。

○増田 貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

横須賀委員。

○横須賀生也委員 よろしくお願ひします。

成果説明書3ページになります。

最終決算額の概要のうち、衛生費の、し尿委託費について、決算額の増加率は令和元年度より45.5%増となっています。先ほどの説明でも少しありましたが、この要因の詳細を教えてください。

また、今後の委託に対する考え方についても教えてください。

以上、よろしくお願ひします。

○増田 貴委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、衛生費の方でご質問がありました。し尿委託費についてです。

令和2年度の、し尿委託費は、前年実績がなかった減車補償3台分に係る転廃業助成金1億1,349万6,000円の皆増による支出が含まれております。

一方で、これまで委託企業5社に対し、それぞれ、し尿収集運搬業務を委託してきましたが、令和2年度から、同年1月に設立した城南環境事業協同組合への同業務を一括委託したことと、下水道整備普及に伴い、し尿の搬入量が減少したこと。新たに同事業協同組合へ、これまで組合が行ってきました臨時収集受付業務を約1,200万円ほどですけれども、委託したことにより増額したことが要因です。

当該委託料自体は、令和元年度と比べ2,712万4,000円減少しております。これらのことなどによりまして、し尿委託費は令和元年度と比べまして、差引総額9,263万5,000円の増加となっております。

次に、今後の委託に対する考え方ということでお答えします。

今後も、下水道の整備普及に伴い、し尿の搬入量の減により、委託費は減少していくものと思われます。しかしながら、下水道の処理区域外の地域も存在し、し尿収集の継続は見込まれますことや、災害時の、し尿収集もあり、公衆衛生の維持確保は自治体の責務であることを認識しておりますので、今後も引き続き、事業協同組合と連携をし、し尿収集体制の効率的な安定運営を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○増田 貴委員長 横須賀委員。

○横須賀生也委員 ご答弁ありがとうございます。

し尿委託費の詳細内容や委託に対する考え方が少し分かりました。
以上で終わります。

○増田 貴委員長 ほかにございませんか。

大河委員。

○大河直幸委員 成果説明書の39ページ、ごみの最終処分についてお聞きします。

すみません、通告していなかったもので、分かる範囲で教えてもらったら、お答えいただければと思うんですが、グリーンヒル三郷山の組合搬入の増加率が、今年度令和2年度は相当増えているんです。553%増という形になっているんですが、この増加要因は何なのかということと、これはそういう傾向なのかと。長期的な、一時的なものなのか、それとも傾向になっているのか、ちょっとこの説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○増田 貴委員長 馬淵クリーンヒル三郷山所長。

○馬淵武志グリーンヒル三郷山所長 グリーンヒル三郷山の搬入量について説明させていただきます。

令和2年度2,606.44トンの搬入のうち、組合搬入が2,144.07トン、前年度比1,815.92トン増加しているんですけれども、主な増加要因としましては、宇治廃棄物処理公社の搬入停止期間中に、リサイクルセンター長谷山の破碎不燃物を受け入れたこと、それと、令和2年度にリサイクルセンター長谷山から発生した鉄ダストを受け入れたことによるものでして、単年度によるものということになります。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 分かりました。単年度によるものやということで、長期的な傾向ではないということなんですが、これは今グリーンヒル三郷山の、何という表現をしたらいいんですかね、埋立率というのか耐用年数と表現したらいいのか、大体どれぐらいなものなんですかね。それで、その後の最終処分を本組合として持ち続けるのか、それともまた、もうこれは大阪湾の方に持っていくのか、そういった考え方は、あったりするんでしょうか。最終処分場を持ち続けるのかどうかとか。

○増田 貴委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 ただ今の現状、グリーンヒル三郷山の埋立状況ですけれども、ちょうど半分、5割程度に達しています。ただ、それが実際5割なのかどうかということ、来年度予算で測量させていただいて、きっちり考えていきたいというように思っております。

大阪湾につきましては、今後も引き続き埋立ができるように計画されているみた

いであります。ただ、一部公社の方にも持っていらっしゃいますので、来年度も測定の結果を踏まえて、今後の三郷山、当組合の埋立地の確保について検討する時期にきているというように認識しております。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 組合として、最終処分地を持ち続けるかどうかも含めて検討するというのでいいわけですね。

○増田 貴委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 今後については、その測定の結果を受けて、総合的に考えていきたいというように思います。当然我々としては、ごみの減量化、抑制、資源化について管内住民さんのご協力をいただきながら、将来の展望を踏まえて、次期、埋立地を必要とするのかどうかという判断になってこようかなというように考えております。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 分かりました。また土地のことも当然ありますので、用地がどうかということもありますので、また注目しておきたいというふうに思います。

それと、21ページの、し尿収集運搬についてでありますけれども、令和2年度からご説明ありましたように組合ですかね、協同組合に委託をされましたけれども、これについては成果と課題としては、どうなっているのでしょうか。

○増田 貴委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 成果と課題をお答えいたします。

一括委託の成果としましては、複数の効果があると考えておまして、これまではそれぞれの地域ごとに業者を固定して契約をしておきました。一括委託することによって、今後については、事業協同組合を通して管内全体を一体化ということで、責任を持って事業の安定化を図っていただくというような展望が図られたのが最大の成果というふうに考えております。

構成団体の昭和61年から下水道供用が始まりまして、当時は約5万世帯、委託台数も50台を超えていたんですけれども、近年では3,000世帯、5業者合わせても7台と。この中で区域によっては、業者さんによりましては、1台を下回るような業者、非効率な運営稼働状況になっていたというようなこともございまして、今後の、し尿収集の安定化を図る上での在り方、平成29年から3か年をかけて、業者5社と協議を図ってまいりました。

その中で、設立をしていただいた事業協同組合の方に昨年度から市町の収集の運搬業務を一括委託と、これまで本組合が行ってございました臨時収集業務の受付を委託したところでございます。

今申しあげましたように一括委託した成果としまして、事業協同組合に管内全体の主体的な運営を図っていただいて、今後の長期に続く、し尿収集の事業の安定化、併せまして、住民サービスの向上として臨時収集を業者さんの委託にしましたので、受付から収集のワンストップ、あとこの間の新型コロナウイルスの対応等を含め、将来に予想されるような災害対応等の危機管理も含めて、今までは単独の業者でやっておったものを、今後については協同組合の方で、中でよく検討、相互扶助をしていただいて、事業運営をやっていく機会だというふうなところに当たりまして、それが最大の効果かなというふうに考えております。

ただ、課題としましては、やはり今後についても、管内、非常に広い中で収集を維持していかなければなりません。どうしても収集世帯が点在化したり、収集量も減少する中で、究極的に減ってきてまして、協同組合といえども数台の運営になる時期がどうしてもあろうかと思えます。

そのときには、やはり再度収集方法を含めての見直しが課題になってくるんじゃないかなというふうに認識しておりますので、今後についても、安定運営を含めて事業協同組合の方と十分な連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 まさに課題で取り組みいただいた、今後事業者の方がいろいろ、今5社の体制ですけれども、撤退していく方も当然事業、民間ですから判断されるということがあるということは、これを導入されるときに委員会でもご説明いただいて、私も議論させていただいた覚えがありますが、やっぱり分からないのが、転廃業助成金、助成基金の問題なんですよ。事業者の皆さん、分割してもらいたいと、一括精算なんだけれども、令和4年度まで分割してもらいたいということでおっしゃっているようですが、その理由は何かお示しをされていらっしゃいますか。

○増田 貴委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、転廃業助成基金の分割ですけれども、業者側から、恐らく推測ですけれども、業者側も受け入れるに当たって社内で準備が要ると、会計処理のことだと思うんですけれども、そういった資金準備が要ると、まず第一に、この事業協同組合を話し合うときに言われました。

組合側の立場で言いますと、転廃業助成金は基金で積み立てておりますので、資金も潤沢にはございませんので、市町の分担金を捻出しながら積み立てておりますので、その計画と合うのかどうかというのがありましたので、業者との協議の中で、うちの資金計画と業者の意向が合致したということでご理解いただきたいと思えます。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 だから、そもそもお聞きしたいのは、撤退する事業者も出てくるだ

ろうということですが、私の理解が間違っていたら正していただければ結構ですが、事業継続をしていただくということを前提に、転廃業助成金をこの間、出してきたのではないかとこの間に思いますけれども、そうなってくると、転廃業助成金がそもそも何のためにあったのかという話になりかねないとか、事業者がどんどん撤退して行って、最後数台になったときに、体制をまた考え直していく必要があるということになってしまったら、そもそも転廃業助成基金を、何のために出してきたのかという話になってしまいかねないというふうに思いますけれども、やっぱり事業者の皆さんに、引き続き、し尿の収集運搬について対応いただくということについて、どのように本組合が担保していくのかと、そのことについては、しっかりとご説明をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○増田 貴委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 事業の継続につきましては、基本的にはこの間、基金を設置しまして、事前に構成団体の方から、先ほど言いました基金を積み立てる中で、補償原資を長期間分割して積み立てて、減車補償の発生年度に補償を行ってまいりました。

今回につきましては、当然事業の継続は大前提で、先ほど言いましたように、安定化を大前提で事業協同組合を設置していただきました。その中で、先ほど転廃業助成基金の終息というのもちょうと説明できておりませんでしたけれども、基本的に今回事業協同組合への委託に当たりまして、継続が前提なんですけれども、業者さんについては、今回、個別の契約から事業協同組合への一括契約に変えることによって、本体でもう精算をしてください、しますよと。今後については、その権利とか、城南衛管が業者に果たす権利については、事業協同組合の方に移管とか、移譲はできないですよということで、もう今後については、そういうふうなことがあるんですけれども、既得権はあくまでもなくなった上で、今後事業については継続を、協同組合の下で安定化してくださいということで、協同組合側とは十分な話をし、調整をさせていただいておりますので、その辺はご理解よろしく願いいたします。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 そういうことを聞いているのではなくて、転廃業助成金という形でのスキームで事業継続をしていただいていたものが、今回の協同化をすること、協同組合化をすることによって、転廃業助成金も一括精算をすることによって、そのスキームとか、その考え方というのは、一旦リセットとか、されるわけじゃないですか。

そうやってきたときに、し尿収集運搬を今後ずっと継続していくということの保障を、どうやって本組合が果たしていくのかと、そこについての何か考え方はないのでしょうか。

○増田 貴委員長 杉崎事業部理事。

○**杉崎雅俊事業部理事** 再度のご説明になってしまうんですけども、これまでは転廃業助成金を、極論をいたしましたなら、最後の1件、1世帯になったとしても、業者さんの方で人、資材、機材、バキュームカーを用意していただいて、城南衛管がもう転廃業ですと言うまでは、必ず継続してくださいねと言われたようなスキームになっておりました。

今回、そのスキームを一旦解きまして、転廃業を決める時期については、今回で精算と、今後については、先ほどと同じ説明になってしまうんですけども、必ず事業協同組合の中で話し合っていていただいて、それぞれの業者さんが、もし転廃業、廃業する中では、協同組合の中で、その地域なり、委託の台数をちゃんと話し合ってもらった上で転廃するというふうな担保というか、話し合いになっておりますので、その辺は今回の一番の、先ほど言いましたように、成果じゃないのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**増田 貴委員長** 大河委員。

○**大河直幸委員** 協同組合化そのものが、1つのスキームだと、継続のためのスキームだということのご説明であったかというふうに思うんですけども、当然、そういう意味では、収集運搬の対象の家庭が、先ほどご説明いただいたように減っていくという下で、これはどういうふうにして継続していくのかというのは、確かにおっしゃるとおり課題になってくると思いますので、そこを本組合としてしっかりと保障担保していくことは、長期的な視野で見えていただきたいと思いますので、お願いしておきたいと思います。

それと、最後にお聞きしたいのが、私もちょっとそんなに詳しくないんですが、今年の国会でプラスチック資源循環促進法という法律が成立をいたしました。これも商法による分配収集の再商品化の問題であるとか、中間処理工程を一括化、合理化するとか、様々な方針が出ているみたいなんですけれども、このプラスチック資源循環促進法の成立による本組合への影響があるのか、ないのかをまずちょっとご説明いただいてもいいですか。

○**増田 貴委員長** 栗山施設部長。

○**栗山淳彦施設部長** 今、委員さんからございましたとおり、法律の方が、今年6月成立しております。今、その法に基づく施行令案のパブリックコメントがされているという状況です。また、委員さんからもありましたとおり、このプラスチック一括収集に関して、現行の日本容器包装リサイクル協会の指定法人の方で処理をしていくのか、委員さんからありましたとおり、中間処理、一括処理していくのかという選択肢がまずあるかなというふうに考えております。

ただ、ここの部分については、収集段階のお話でありますので、当然、構成市町さんの方で、それぞれの考え方があろうかなというふうに思っております。

先ほども申したとおり、施行令案について今パブリックコメントが行われておりますので、そのうち明らかになってくるものというふうに思っておりますので、我々と

しても、今後、廃棄物担当課長会議において情報を共有し、今後のプラスチック一括収集処分、処理について議論をしていきたいなというように考えております。

また、結果が出ましたら、その都度、議会の方に速やかにご報告させていただきたいというように考えております。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 そんなら、まだ法律が施行された段階での様々などという影響が出るのかとかいうのが示されていない段階やいうふうに理解したらいいんですね。

○増田 貴委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 私ども中間処理の立場から申し上げますと、プラスチックが一括収集されていくことによって、どのような形状で、どのような状態で搬入されてくるのか、また、その量がどれぐらいのボリュームになるのか、そして、その場合に今の現有の施設でどういった処理ができるのかということは、非常に懸念をしているところでございます。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 市町の皆さんとは、こういった協議などはしているのでしょうか。

○増田 貴委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 情報共有ということで、今の段階で、廃棄物担当課長会議の中でも情報は共有させていただいています。さらに今後、こういう今パブリックコメントが行われていますので、今後、具体的な議論に入っていくかなというように考えております。

○増田 貴委員長 大河委員。

○大河直幸委員 分かりました。これからだというふうに思いますので、今おっしゃったように、どれだけの量が来るか分からなくなるということになってくると、中間処理を今対応していただいていますけれども、これがこなし切れなくなったら、もうそもそも計画が破綻してしまうわけですから、よく構成市町の皆さんとご協議いただいて、また構成市町もしっかり方針を持たなあかんというふうに思うんですけれども、迅速なご対応をいただけるようお願いしておきたいと思います。

以上です。

○増田 貴委員長 ほかに。

岡本委員。

○岡本里美委員 お願いいたします。

成果説明書の36ページです。⑤の施設見学についてお伺いしたいと思います。

管内の小学校8校を受け入れたということで、令和元年度は43校、こちらもやはりコロナ感染拡大防止によって、学校の方からも希望することも減ったと思われ、受け入れ側の方も中止をされていたことだと思います。

それにつきましては、映像の貸出しでありましたりとか、学習をサポートするということがされてこられましたけれども、施設見学の方でもやはり学校関係以外でも、行政関係というのが団体数ゼロになっておりまして、前年度に比べますと80団体7,050人というところも、また人数も大変減り、見学できなかった方は大変残念に思われていると思いますけれども、新しい生活様式に対応した見学方式としてということで、自由見学を企画など書いてありますけれども、もう少しどのような形でされたのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○増田 貴委員長 長野クリーンパーク折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 クリーンパーク折居では、昨年度10月より自由見学を開始しました。コロナ禍における新しい見学方式として、職員ができるだけ接触せず、また見学者が興味のある場所を好きなだけ、時間にとらわれず自由に見て回れるスタイルとしました。

具体的には、見学者通路の各場所に案内板や表示をし、見学者には新たに作成した専用のパンフレットを手に自由に見学していただくスタイルとしました。組合職員は、見学者が来訪されたときの受付、それから見学用タッチパネルの説明、それから、終了時のみ接触するということとしました。

以上です。

○増田 貴委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 ありがとうございます。

その自由見学は、どれぐらいの方が来られたとかは分かりますでしょうか。

○増田 貴委員長 長野クリーンパーク折居所長。

○長野満佐志クリーンパーク折居所長 昨年度10月1日から3月末までの実績なんですけれども、実績としまして、18組54名の見学者がありました。内訳として男性12名、女性の方が42名、それからアンケート回収は50件となっております。

ちなみに、1月14日から2月末まで緊急事態宣言で実施できませんでしたので、まずまずの成果を残せたのではないかなと思っております。

○増田 貴委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 ありがとうございます。

新しい形をお考えいただきまして、出前講座の方でも令和元年度の決算書は35回1,275名の参加ということで、今回この表の33の出前講座は6回で62人、こちらやはり少ないのは、もうもちろんコロナ禍の中で仕方のないことですが、安全で安心できる、また新しい方式を考えていただきながら、少しずつでも、先ほど池田委員からもありましたように、やはり知っていただくということが大事だと思いますので、たくさんの方に見学なり出前講座なりをご利用いただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○増田 貴委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増田 貴委員長 質疑がないようでございますので、以上で衛生費についての審査を終結いたします。

[歳入全款]

○増田 貴委員長 続きまして、歳入全款についての説明を求めます。
西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 それでは、続きまして、歳入全款につきまして、説明書によりご説明申し上げます。

まず、49ページをご覧ください。

分担金及び負担金でございますが、構成市町からの分担金でございますが、決算額は31億9,603万6,000円で、前年度比較では1億2,867万3,000円、4.2%の増額となっております。令和2年度は、旧折居清掃工場の解体撤去及び跡地整備工事の完了に伴う新折居清掃工場建設事業費の皆減や、各処理施設において改修整備事業の見直しに努めたことなどにより、普通建設事業費が大きく減少し、歳出総額は前年度比較で3億6,580万2,000円、8.1%の減額となりましたものの、新折居清掃工場建設事業に係る元金償還開始等により、公債費が前年度比較で2億3,606万9,000円、47.3%増額したことなどに伴いまして、構成市町からの分担金は、先ほど申し上げましたとおり、増額となったものでございます。

続きまして、50ページの使用料及び手数料でございます。

最初に、使用料の決算額は114万1,370円で、鉄塔敷や職員駐車場などの土地の使用料でございます。

次に、手数料でございますが、総務手数料と衛生手数料を合わせた決算額は4億4,467万4,586円で、前年度比較で2,545万156円の減額となっております。自己搬入ごみ処理手数料の収入実績につきましては、戻りまして、40ページの表41に記載をいたしておりますので、ご覧お願ひします。

次に、50ページをご覧ください。

一番下の国庫支出金でございます。国庫支出金は、クリーン21長谷山長寿命化

等検討業務に係る循環型社会形成推進交付金といたしまして327万8,000円を受け入れております。新折居清掃工場建設事業費が皆減したことにより、交付金につきましても大きく減少し、前年度比較で1億6,777万1,000円の減額となったものでございます。

次に、51ページ上段の府支出金でございますが、総務課のレジ袋削減促進事業に係る補助金として8万7,000円を、クリーン21長谷山の計量システム共同更新事業に係る京都地域連携交付金として164万9,000円を受け入れております。

次に、51ページ中段の財産収入でございますが、決算額は8,557万8,071円で、前年度比較で61万2,020円の減収となっております。内訳といたしましては、財産運用収入では、基金の運用益等合計19万4,948円、財産売払収入は、有価物等の物品売払収入として8,538万3,123円となっております。

これにつきましては、戻りまして、33ページをご覧ください。

表27に記載のとおり、破碎ごみにおいて、鉄、アルミなどの売却金額の増加等があったものの、容器包装資源ごみにおいて、鉄、紙パック及びペットボトルなどの売却金額が減少したこと等によるものでございます。

次に、52ページをご覧ください。

上段の繰入金でございます。し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金から、3台分の転廃業助成に充当するため1億1,349万6,000円の繰入れを実行したものでございます。

次に、その下の繰越金でございますが、これは令和元年度決算の剰余金で、決算額は7,985万4,454円でございます。

次に、52ページ中段の諸収入でございます。諸収入全体の決算額は2億8,273万8,958円、前年度比較で891万420円の減額となっております。これは、発電収入において、クリーン21長谷山の売電単価が下落したこと等に伴い、275万5,259円減額したことなどによるものでございます。

次に、53ページ上段の組合債でございます。決算額は300万円、前年度比較で4億2,430万円の減額となっておりますが、こちらも、国庫支出金と同様、新折居清掃工場建設事業費が皆減したことによるものでございます。

戻りまして、5ページをご覧ください。

5ページは、事業費及び分担金の決算額の推移のグラフでございます。事業費決算額を棒グラフで、市町分担金を折れ線グラフでお示ししており、過去14年間の事業費と分担金総額の推移が分かるようになってございます。また、この間における各処理施設の更新整備など、主な建設事業を下表に付けさせていただいております。平成19年度の旧長谷山清掃工場解体撤去跡地整備事業から、最近のクリーンパーク折居建設事業、旧折居清掃工場解体撤去跡地整備事業まで、大型の建設事業の取組状況をお示ししております。

歳出事業費は、建設事業実施年度によって、棒グラフのように大きな増減はありますが、分担金につきましては、大型事業の実施年度であっても、できる限り、構成市町の財政状況に影響を及ぼさないよう、分担金総額の軽減、平準化するように、財政運営を基本として取り組んできたところでございます。

グラフ左の平成19年度から平成21年度までは、特に建設事業のような大型事

業がなかったにもかかわらず、分担金につきましては40億円台で推移しておりましたが、令和元年度は、平成24年度に次ぐ、過去2番目に低い30億円台、令和2年度は、平成30年度と同様の31億円台であり、これまでの行財政改革の取組による累積効果が表れたものと考察しております。

以上、簡単ではございますが、歳入全款の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田 貴委員長 ありがとうございます。

これより歳入全款についての審査に入ります。

岡本委員。

○岡本里美委員 成果説明書の40ページの自己搬入ごみ処理手数料徴収に関する事務についてお伺いしたいと思います。

総搬入量が激少したということで、金額にしましても1,900万円、大きな金額が減収となっておりますけれども、理由をお聞かせいただきたいと思います。

○増田 貴委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 総搬入量が減少したことににつきましてですけれども、近年、家庭系のごみにつきましては減少、事業系のごみにつきましては増加という傾向がございました。先ほど申したとおり、令和2年度につきましては、家庭系可燃ごみ及び不燃ごみが増加しております、自己搬入を含みます事業系の可燃ごみ及び不燃粗大ごみが減少しております。

コロナ禍の影響による事業活動の低迷等が原因と考えられる事業系ごみの減少と、外出自粛等の影響によると考えられる家庭系ごみの増加があったものと考えておまして、トータルとして減少したものと考えております。

○増田 貴委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 コロナ禍の中、やっぱり飲食業などが営業をされていないという、そういったところからも、こちらの処理手数料徴収にも大きな影響があるんだなということによく分かりました。

以前、ほかの議員ですけれども、土曜日、日曜日の半日だけでも搬入を、開けていただけると、事業所の業務もスムーズな営業ができるということで、平日しかごみが持ち込めないということで、すごく並ばれて、もうそれが半日仕事になるというご質問もありました。

そのことに関しての答弁は、対応等ができればやっていきたいと考えるということでしたけれども、その後、何か対応していただけましたでしょうか。

○増田 貴委員長 川戸クリーン21長谷山所長。

○川戸辰也クリーン21長谷山所長 事業所などのごみにつきましては、基本的に今

まで月曜日から金曜日まで受入れをさせていただいております、土日のごみについては月曜日に持ってきていただくという形を取っておりますので、やはり月曜日の朝に行列ができるということをご指摘もいただいていたというふうに思っております。

クリーン21長谷山につきましては、今年度の7月から、そういう事業系一般廃棄物の土曜日搬入の方を、試行ではありますが、開始をしております、その結果、月曜日の朝の混雑も緩和することを期待しているというところでございます。

以上です。

○増田 貴委員長 岡本委員。

○岡本里美委員 ご検討いただきましてありがとうございます。

まだ始まったばかりということもありますので、土曜日の搬入について、全体的にどのような効果が見られるのか、教えていただきたいと思っております。よろしく願います。

以上です。

○増田 貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

池田委員。

○池田輝彦委員 私もこの説明書の今と同じ40ページ、自己搬入ごみ処理手数料徴収に関する事務のところですけども、以前、宇治市の廃棄物処理公社で、元公社職員の廃棄物の処理手数料の横領事件がありました。やっぱりこれは現金の取扱い、また伝票の管理の在り方、この辺り、かなり課題だったのかなというふうに思っております、今改善をされているというふうに聞いておりますが、こちらのこのごみ処理手数料の徴収の手法、また管理状況、この辺りはどうなっているのでしょうか、ご説明願いたいと思っております。

○増田 貴委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 自己搬入、主に事業系の一般廃棄物ということになってくるんですけども、多くはクリーン21長谷山の方で受付をしております。その他、不燃ごみとしてはリサイクルセンター長谷山が主にその自己搬入の受付を行っています。

両工場におきましては、料金自動精算機というのが設置されております。よって、搬入されてくる方と職員との現金のやり取りはございません。その金銭の保管状況ですけども、最終受付終了後、集計を行って、複数名でチェックをし、最終、所管の所属長に決裁をもらいまして金庫に保管すると。それで、金融機関の方に後日納入するという形を取らせていただいております。

また、システム上、操作ができるようなシステムになっておりません。データ入力をしたものを削除した場合は、その削除データが残るという状況になっています。この点につきましては、当該の職員が、一切さわれる状態ではありませんし、また、

メーカー側の方でも、それをさわろうと思いますと、数日、日数がかかるというシステム構築になっておりますので、データを削除するという行為、抹消するということはできないシステムになっております。

なお、先ほど川戸所長の方から説明させていただいたところもありますけれども、自己搬入、土曜日搬入というのもやりながら、多くはクリーンセンター長谷山の方で、年間3億4,000万円程度の収入をそこで受けています。1日にすると200万円程度のお金になります。これは職員にとっても、その保管をしていくという精神的なリスクもございますし、また搬入業者、事業系の搬入業者の方も多額の金銭を持って搬入に来なければならないというリスクもございます。

そういうこともございまして、今年度4月から後納制というのを導入させていただきました。要するに、後日納付書により入金していただくという形であります。これによって、クリーン21長谷山につきましては、今年度、年間3億4,000万円程度あったものが、現金として扱うのは3,000万円程度になるというように私どもは見込んでおります。

そのように、できる限り金銭のやり取りを、リスクがないように低減を図る対策を取りながら、また搬入されてくる業者さんにとっては、多額の金銭を用意する必要がなくなったということで、業者の方からも好評をいただいている制度でありますので、引き続き、金銭の保管管理につきましては、厳格かつ適正に行ってまいりたいというように考えております。

○池田輝彦委員 結構です。

○増田 貴委員長 その他。
横須賀委員。

○横須賀生也委員 成果説明書2ページになります。

歳入決算額の概要のうち、使用料及び手数料の許可手数料等について、許可手数料等とは、具体的に何に対する許可の手数料ですか。

また、令和元年度からの増減率がマイナス94.1%となった要因を教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○増田 貴委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、説明書の20ページをご参照ください。

組合管内における浄化槽清掃については、管内6業者に許可を行い、実施しているところであります。

この許可につきましては、浄化槽の清掃業の許可と、これに伴う収集運搬業の許可の2種類があります。これらの許可を、当組合が構成市町に代わって行っておりまして、総数は6社でして、2年に1回、1許可につき1万5,000円の更新許可手数料として、戻りまして、2ページの表のとおり、更新年度の令和元年度に、合計18万円を納めていただいております。

なお、令和2年度の1万1,000円と令和元年度の端数ですけれども、8,000円は、情報公開手数料を記載したものであり、令和2年度は浄化槽清掃業の更新許可年度ではないため収入はなく、表の令和元年度と比較としては17万7,000円の減少となっております。

以上でございます。

○増田 貴委員長 横須賀委員。

○横須賀生也委員 ご答弁ありがとうございます。内容がよく分かりました。
以上で終わります。

○増田 貴委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増田 貴委員長 ほかに質疑はないようでございますので、以上で歳入全款についての審査を終結いたします。

[実質収支に関する調書及び財産に関する調書]

○増田 貴委員長 次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明を求めます。

西岡事業部長。

○西岡正喜事業部長 続きまして、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、お手元の決算書によりご説明申し上げます。

まず、実質収支に関する調書でございますが、決算書の後ろから3枚目の27ページをご覧ください。

1の歳入総額は42億1,153万3,439円、2の歳出総額は41億4,928万646円、3の歳入歳出差引額は6,225万2,793円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額につきましても6,225万2,793円となっております。

次に、決算書28ページ以降の財産に関する調書についてご説明申し上げます。

まず、1つ目の公有財産のうち、土地及び建物の状況でございますが、本庁敷地内にある旧水路等の国有地の譲与に伴う決算年度中の増加によりまして、令和2年度末の土地の現在高は18万4,177.33平米となっております。また、令和2年度末の建物の延べ面積の現在高は4万1,859.39平米で、決算年度中の増減はございません。

次に、2つ目の物品でございます。29、30ページに記載のとおり、決算年度中に、車両、運搬機器類を1台、工学・電気・通信機器類を1台廃棄しましたこと。また、使用物品の取得価格について、これまで20万円以上としていたものを、令和2年度から50万円以上に変更し、47台の使用物品を一般物品へ移管しました

ことにより、合計で49台減少しましたので、年度末の現在高は70物品となっております。

次に、3つ目の基金でございますが、31ページに記載のとおり、財政調整基金では、決算剰余金の2分の1相当額及び基金運用収入額の合計4,002万480円を積み立てたことにより、令和2年度末現在高は3億4,823万2,668円となっております。

次に、し尿収集運搬委託企業転廃業助成基金でございますが、分担金からの積立て3,000万円と基金運用益の10万2,468円を合わせまして3,010万2,468円、これと転廃業助成金へ充当するための取崩し、1億1,349万6,000円を差引きいたしまして、年度末現在高は2億4,343万2,674円となっております。

以上、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和2年度決算額を基礎にいたしました統一的な基準による財務書類を参考資料として提出いたしております。また、説明書の46ページに、この統一的な基準による財務書類のうち、管内人口1人当たりの行政コストについて記載をいたしておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○増田 貴委員長 ありがとうございます。

これより実質収支に関する調書及び財産に関する調書の審査に入ります。

質疑はございませんか。

大河委員。

○大河直幸委員 今さらっと報告されましたけども、物品に関して20万円以上から50万円に取得価格を変えたということね。別にそれはそれでいいんやけれども、何でこれを変えたんだという説明が不足していると思うので、それについてはちょっと説明をしておいてもらわんと、はい、分かりましたとはならへんと違うのかなと思うので、お願いします。

○増田 貴委員長 福西会計管理者。

○福西 博会計管理者 これに関しましては、地方自治法239条の規定に基づき、当組合も、財務規則により使用物品の指定等を行っています。この財務規則につきましては、昭和55年3月の制定以来、何もさわっていませんでした。約40年が経過しておりましたので、現在の物価等を鑑み、また構成市町の方の状況からも判断しまして、取得価格を20万円から50万円に変更を行ったところでございます。以上でございます。

○増田 貴委員長 よろしいですか。

○大河直幸委員 分かりました。

○増田 貴委員長 では、以上で実質収支に関する調書及び財産に関する調書の審査を終結いたします。

以上で各項目ごとの審査を終結いたします。

[総括]

○増田 貴委員長 これより総括質問に入ります。

質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増田 貴委員長 質問がないということでございます。

以上をもちまして、全ての審査を終結いたしました。

[討論]

○増田 貴委員長 これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増田 貴委員長 討論がないようでございます。

以上で討論は終結いたします。

[採決]

○増田 貴委員長 これより議案第7号を採決いたします。

本案を認定するに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○増田 貴委員長 起立全員でございます。よって、議案第7号は原案のとおり認定すべきものと決定いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の作成については、正副委員長にご一任を願いたいと思います。また、不適切な言葉等がございましたら、委員長において精査させていただきますので、ご一任願いたいと思います。

では、委員長の閉会挨拶をさせていただきます。

決算特別委員会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、令和2年度の決算につきまして、終始熱心な審査を

賜り、厚く御礼を申し上げます。また、理事者各位におかれましても、いろいろとご尽力いただきますとともに、審査の円滑な運営にご協力いただきましたことに対しまして、ここに改めて御礼を申し上げます。

本日の委員会をもちまして日程の全てを終了したわけですが、改めまして皆様に御礼を申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

決算特別委員会を閉会するに当たりまして、管理者からの挨拶の申出がございませんので、お受けしたいと思えます。

松村管理者。

○**松村淳子管理者** 令和3年城南衛生管理組合決算特別委員会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

増田委員長、篠田副委員長をはじめ委員の皆様方には、令和2年度の歳入歳出決算につきましてご熱心なご審議を賜り、ただ今認定を賜りまして、厚く御礼の方を申し上げます。

本日の審査を通じて、委員各位から頂戴いたしましたご指導、ご意見を十分念頭に置きまして、本組合の基本使命でございます管内住民の生活環境の保全及び安心安全な工場運営に引き続き取り組みますとともに、循環型社会の構築に向けた事業の推進に一層努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、本日の決算特別委員会でいただきました貴重なご指導、ご意見に対しまして心より御礼申し上げますとともに、関谷議長、大西副議長におかれましては、長時間ご臨席を賜りありがとうございました。厚く御礼を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○**増田 貴委員長** 以上をもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

午後2時28分閉会